

令和3年第3回睦沢町議会定例会会議録

令和3年9月9日(木) 午前9時開会

出席議員(14名)

1番	米倉英希	2番	島貫孝
3番	小川清隆	4番	酒井康雄
5番	丸山克雄	6番	久我眞澄
7番	伊原・雄	8番	久我政史
9番	田邊明佳	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原重光
13番	麻生安夫	14番	・関澄男

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田中憲一	副町長	高・正一
企画財政課長	平山義晴	税務住民課長	田邊浩一
福祉課長	小高俊一	健康保険課長	白井住三子
健康保険課主幹	吉野栄子	産業建設課長	大塚晃司
会計管理者	秦悦子	総務課主査兼 行政管財班長	池澤竜二
企画財政課主査補	内山裕介	睦沢町農業委員会 事務局局長	大塚晃司
教育長	鶴澤智	教育課長	宮崎則彰
教育課主幹 (指導主事)	岡本哲夫		
代表監査委員	岡田周美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 鈴木 政 信 書 記 麻 生 健 介
書 記 土 田 亨

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 承認第 1 号 令和 3 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 2 号) の専決処分の承認
について
- 日程第 5 議案第 1 号 睦沢町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 令和 3 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 7 議案第 3 号 令和 3 年度睦沢町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
(承認第 1 号から議案第 3 号、一括議題、提案説明)
- 日程第 8 認定第 1 号 令和 2 年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について
- 1 令和 2 年度睦沢町一般会計歳入歳出決算
 - 2 令和 2 年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 3 令和 2 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - 4 令和 2 年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 5 令和 2 年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算
 - 6 令和 2 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (提案理由・決算内容の説明並びに審査報告)
- 日程第 9 報告第 1 号 令和 2 年度睦沢町健全化判断比率について
- 日程第 10 報告第 2 号 令和 2 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
- 日程第 11 報告第 3 号 令和 2 年度睦沢町一般会計継続費精算報告書について

◎開会及び開議の宣告

○議長（・関澄男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年第3回睦沢町議会定例会を開会いたします。

本議会定例会より、インターネット映像中継配信を行っておりますので申し添えます。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

◎諸般の報告

○議長（・関澄男君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 本議会定例会に出席予定でありました中村総務課長であります。保健所から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と特定され、2週間、11日まで自宅待機中でございますので、本第3回睦沢町議会定例会への出席が出来ないことから、欠席とさせていただきます。ご報告を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（・関澄男君） ただいま町長より、中村総務課長の本議会定例会への欠席が報告されました。これを受理しますので、ご了承をお願いいたします。

諸般の報告を続けます。

地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、令和3年4月分から令和3年6月分までの報告がありました。

次に、令和2年度社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会事業決算監査の報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承をお願いいたします。

◎議会関係の報告

○議長（・関澄男君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る8月23日に、今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。内容について、9番、田邊明佳委員長から報告があります。

田邊委員長。

○議会運営委員長（田邊明佳君） それでは、議会運営委員会からご報告申し上げます。

去る8月23日に、議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日招集されました令和3年第3回睦沢町議会定例会に係る運営等についての協議であります。

今期定例会におきましては、4名の議員から一般質問の通告がされております。議案等につきましては、専決処分の承認、条例の一部改正、令和3年度補正予算、人事案件、令和2年度各会計歳入歳出決算の認定など、承認1件、議案4件、諮問1件、認定1件、報告3件であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の予定表によりご説明申し上げます。

会期は、協議の結果、本日と明日10日の2日間を予定いたしました。

まず本日の予定であります。最初に、日程第1といたしまして会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして会期の決定を行います。

続いて、日程第3といたしまして一般質問を行います。一般質問に関しては、質問者、答弁者ともに制限時間内に収まるよう、要点を整理し簡潔にお願いいたします。

その後、日程第4、承認第1号 令和3年度睦沢町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、日程第7、議案第3号の令和3年度睦沢町介護保険特別会計補正予算まで一括上程し、提案説明までを予定しました。

次に、日程第8といたしまして認定第1号 令和2年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について、提案理由、決算内容の説明並びに審査報告を予定しました。

続いて、本日の予定の最後となりますが、日程第9及び日程第10といたしまして健全化判断比率、農業集落排水事業特別会計資金不足比率についての報告及び日程第11で継続費精算報告を行います。

本日の予定は以上であります。

明日10日は、最初に、日程第1といたしまして令和2年度睦沢町一般会計ほか5特別会計決算に関する総括質疑を行い、その後に、決算審査特別委員会の設置、その審査を同特別委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思っております。

なお、決算審査特別委員会の構成であります。議員全員で構成することとし、委員長のほか副委員長を3名選任する構成にしたいと思っております。

この決算審査特別委員会委員の選任の後、休憩中に第1回決算審査特別委員会を開催いた

します。

続いて、日程第3、承認第1号から日程第6、議案第3号までを1件ごとに順次審議をお願いいたします。

その後、日程第7、議案第4号及び日程第8、諮問第1号は、提案説明の後、直ちに採決に入りたいと思います。

また、日程第9、発議案第1号については、提案説明から採決までをお願いいたします。採決の方法は、いずれも起立によりお願いいたします。

なお、町長からの申出により、本定例会の提案理由の説明については、令和3年度決算の提案理由、人事案件の提案理由以外は、課長等からの説明としたい旨の申出があり、協議の結果、これを受理いたしましたので、議員各位についてはご理解をお願いいたします。

以上が議会運営委員会の決定事項であります。

議員各位並びに執行部の皆さん方には、スムーズな議事運営を行われますよう、格別のご理解とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（・関澄男君） ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（・関澄男君） ここで町長から挨拶並びに行政報告があります。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第3回陸沢町議会定例会の招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

夏の猛暑も峠を越し、朝夕は涼しく感じられる秋冷の季節となりましたが、9月に入り、急に寒暖差の激しい日々が続いております。体調には十分お気をつけいただきたいと思っています。いるところでございます。

議員各位におかれましては、日頃より町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

過日行われました6月の議会定例会で同意をいただきました鶴澤教育長につきましては、6月12日から執務に専念しております。この後、ご挨拶をさせていただきますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会でご審議いただく案件につきましては、補正予算の専決処分承認1件、条例の一部改正1件、一般会計及び特別会計補正予算と令和2年度の一般会計ほか5特別会計の決算認定等について、最後に人事案件2件でございます。慎重審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、行政報告をさせていただきます。

初めに、総務課所管の報告をさせていただきます。

令和3年8月7日から8日にかけて、千葉県に接近いたしました台風10号の被害状況についてご報告いたします。

雨量は、10時過ぎから14時頃にかけて特に豪雨となり、最大時間雨量は11時台に43ミリで、総雨量は276ミリでありました。人的被害はありませんでしたが、道路等の冠水、越水は13箇所、床下浸水は一時的に2箇所、土砂崩れは8箇所、うち1箇所は家屋の一部損壊を伴いました。そのほか、倒木等により一時通行止めや片側通行が8箇所あり、いずれも小規模なものは地元業者に依頼し、早急に対応していただきました。避難者については、2世帯4名が自主的に避難したところでございます。

また、9月12日に予定していました町の防災訓練につきましては、新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言が12日まで延長されたことにより、また本日にも今月いっぱいの延長が発表される様子ですが、町全体での訓練は中止とし、実施日は定めず、各区単位で自主防災組織の活動や、防災資機材の点検等を実施するよう依頼をしたところであります。

次に、企画財政課所管の行政報告をいたします。

株式会社CHIBAむつぎわエナジー第5期事業報告をさせていただきます。

令和2年度決算関係参考資料52ページに資料を添付しておりますので、併せてご覧いただけたらと思います。

当社は、地産地消の電力を供給することで、電気代の削減、地域での資金循環の確立及びむつぎわスマートウェルネスタウンでの地産地消エネルギーサービスを提供することを目的に2016年6月に設立され、同年9月に電力供給を開始したところであります。

第5期決算といたしましては、日本卸電力取引所において、昨年12月中旬から本年1月下旬にかけて、取引価格の暴騰が発生し、当社の収益も大きな影響を受けたことに伴い、売上高は7,601万8,000円と、前年に比べ482万3,000円増加したものの、税引き前当期純損失141万1,000円の赤字となりました。経常利益率はマイナス1.9%となったところであります。このたびの価格高騰は異常事態であったと考えられ、想定したリスクを上回る事態でありました

が、今後発生する可能性も踏まえ、調達方針を見直し、リスクを抑え、安定的な事業運営を行って参りたいと考えております。

供給先の契約電力と販売電力量であります。直接供給する需要家への供給量は、2020年4月1,248キロワットから、2021年3月1,266キロワットへと推移いたしました。

また、第4期から事業を開始したむつざわスマートウェルネスタウンの特定エリアにおける供給量としましては、2020年4月280キロワットから、2021年3月401キロワットへ増加をいたしました。これは特定エリア内の町営住宅が全戸入居済みとなったため、取次ぎでの供給分は、2020年4月2,361キロワットから、2021年3月2,229キロワットへと推移し、また家庭の契約件数は、106件から119件へと増加いたしましたところであります。

特に、売上高と売上原価ですが、当期の全体売上高は3,538万4,000円となり、これに対し売上原価は768万円となりました。また、販売費及び一般管理費は総額772万7,000円となり、差引き営業損失は187万4,000円となりました。

今期は発生しませんでした。配当につきましては当初の取決めどおり、余剰金が発生しても配当は行わず、新規事業やまちづくり事業等の地域振興に関する事業に充当していく方針であります。

また、今期は新たな設備投資はありませんでした。

資金調達の状況については、今期の借入れはありませんでした。

設備投資費用に係る国の補助金が振り込まれるまでのつなぎ融資として、株主である房総信用組合から4,300万円の融資を受けていましたが、2020年8月に返済が完了しております。

また、重要な親会社及び子会社の状況としまして、株主は変化しておりません。睦沢町の議決権の過半数を有しており、また重要な子会社はございません。

次に、税務住民課所管の行政報告をいたします。

令和3年10月1日より、全国のコンビニエンスストア等に設置のマルチコピー機により、マイナンバーカードの電子証明書を利用して、住民票、印鑑証明書及び所得課税証明書が取得出来るようになります。時間は、午前6時半から午後11時まで取得出来る時間となります。また、睦沢郵便局でも営業時間内に、マルチコピー機によりマイナンバーカードを利用して、証明書を取得することが出来るようになります。

国では、先日の9月1日にデジタル庁が発足し、官民のデジタル化や行政手続のオンライン化などを指すものですが、併せてマイナンバーカードの普及についても促進されることとなります。今後様々な分野で活用される見込みでありますので、議員各位におかれまして

も、マイナンバーカードの普及促進にご協力を賜りたいと思っております。

次に、健康保険課の行政報告をいたします。

新型コロナ接種の状況についてご報告をいたします。

8月29日から開始した町の集団接種ですが、1回目は432名の方の接種を行いました。2回目9月5日の接種については、当初19歳以上の方を対象としておりましたが、感染者の低年齢化や、協議会、医師会からの要望、そして予約枠の空き状況から、12歳から18歳の中学・高校生相当年齢を対象とした集団接種の実施を急ぎよ検討し、管内でいち早く取組をしたところであります。実施に当たっては、低年齢層の接種を心身ともに安全に行うために、関係機関と協議を重ね準備を進め、中学・高校生相当6割の接種予約があり、1回目の接種を先日終えたところでございます。

なお、現在、感染拡大に伴う医療機関の病床逼迫により、感染者は宿泊療養施設への入所や自宅療養を余儀なくされておりますので、宿泊療養施設の拡充や臨時医療施設等の増設、関係機関との情報共有など、生活圏が同一である長生郡市7市町村長連名で、過日、県に要望書を提出したところでございます。今後も町民の皆様が、コロナ禍においても少しでも安心して学校生活や社会生活が送れるよう努力をして参ります。

次に、産業建設課所管の行政報告をいたします。

千葉県農業共済組合わかしお支所及び東部家畜診療所夷隅出張所事務所の移転計画についてであります。

現在、茂原市高師にありますわかしお支所と、いすみ市大原にありますわかしお支所夷隅センター、そして、いすみ市国吉にあります東部家畜診療所夷隅出張所が、一つの事業所に統合され、新たな拠点として、本町の上之郷2194番地に建設することで事業が進められております。今後のスケジュールですが、現在手続中の農地転用及び宅地開発申請が完了し次第、工事に着手し、完成は来年秋頃で、来年中に開所を予定していると伺っております。

本町に移転されることで、地域の活性化、雇用の創出、農業振興等にも寄与されることで、私としても、土地提供者を始め、ご尽力いただいた関係者の皆様方に対し深く感謝を申し上げます。

以上、私の挨拶と行政報告を申し上げます。本日はよろしく願いいたします。

○議長（・関澄男君） ご苦労さまでした。

◎教育長挨拶並びに行政報告

○議長（・関澄男君） 次に、教育長から挨拶並びに行政報告があります。

鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 皆さん、おはようございます。

先般の議会定例会において、田中町長の推挙に対し、議員各位のご同意をいただき、6月12日付で、歴史と伝統のある睦沢町教育長を拝命いたしました鵜澤 智でございます。どうぞよろしく申し上げます。

私自身、教員として学校現場31年、千葉県教育委員会にて教育行政を4年、市町村教育委員会で3年と、教育に38年間携わらせていただきました。その経験から、学校教育を充実させる基盤は生徒指導にあると考えています。学校が荒れた状態では学習は成立しませんし、学力向上も、よい集団づくりも望めません。幸い、睦沢町の学校は、地域の方々や教職員のおかげで大変落ち着いた状態にありますが、決して安心せず、さらに万全を期して取り組んでいきたいと思っております。

I C Tが急速に普及し、学校現場でも様々な活用がされ始めておりますが、教育ではそれと同時に、子どもの表情や息遣いを読み取り、信頼を築くためのコミュニケーションも重要であり、それらを両輪として、バランスよく学ぶ必要があります。こども園、学校は、社会に出るまでの準備期間と捉え、町の子どもたちの可能性や選択肢を少しでも増やせる取組を進めていきたいと思っております。

また、生涯学習では、着任間もない頃、公民館の利用者の多さに正直驚きました。聞けば、様々なサークル活動を始め、文化・芸術の鑑賞、運動・スポーツの普及推進のための委員会などが、人が人として豊かに人生を歩むために大切な学習や活動の場が提供されておりました。これらの活動は、人間の奥にある好奇心や探究心を育み、健やかな生活や人と人とのつながりを醸成させるためにはなくてはならないものです。人生100年時代を迎えた今、ますます生涯学習が果たすべき役割は大きくなることから、町民ニーズに合わせた学びの場や活動の場を、今後もさらに増やしていきたいと思っております。

私自身は微力ではありますが、町民の皆様や議員各位、町執行部とともに協力しながら、私自身、研さんを積み、睦沢町の教育行政発展のため力を尽くして参りたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

次に、教育委員会から行政報告をさせていただきます。

まず、園、小・中学校の行事についてですが、新型コロナウイルス感染症予防のため、こども園運動会は10月2日に、園庭での密を避けるため、3歳、4歳、5歳児の入替え制で行

います。なお、来賓は呼ばず、保護者も各家庭1名とし、半日開催となりました。予備日は10月3日日曜日となっております。小学校の運動会は、10月16日土曜日を、来賓を呼ばず、保護者は各家庭2名以内で、半日開催となりました。予備日は翌日の17日日曜日となっております。

小学校の修学旅行は、9月9日木曜日、10日金曜日で予定をしておりましたが、緊急事態宣言下とのことで、11月24日水曜日、25日木曜日へ延期となり、富士箱根方面を予定しております。中学校の修学旅行は、9月29日から10月1日で予定しておりましたが、中学生以上のワクチン接種日と日が近いことや、緊急事態宣言が延長されることも予想されたことから、11月9日から11日へ延期となり、信州方面を予定しております。

次に、現在、小・中学校では、コミュニティ・スクールの推進に当たり、学校と地域の連携、協働により、よりよい学びの支援を実施しているところですが、このたび、その理念に賛同し、新たなボランティア団体が設立されました。睦沢小学校のPTA活動を一緒に行った有志が、学校の環境整備と教職員の負担軽減を目的に、ボランティア団体アウンを設立されました。今後、様々な活動が想定されますが、地域と共にある学校を目指す中で、心強い協力者を得たと思います。

報告は以上となります。

○議長（・関澄男君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（・関澄男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより議長から指名いたします。13番、麻生安夫議員、1番、米倉英希議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（・関澄男君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の決定のとおり、本日と明日の2日間にしたいと思

ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(・関澄男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日と明日10日の2日間に決定しました。

◎一般質問

○議長(・関澄男君) 日程第3、これから一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。

また、通告以外の質問には答弁されませんので、ご了承ください。

それでは、通告順に従い順番に発言を許します。

◇丸山克雄君

○議長(・関澄男君) 最初に、5番、丸山克雄議員の一般質問を行います。

丸山議員。

○5番(丸山克雄君) 丸山克雄です。

それでは、通告事項に沿って質問させていただきます。

鵜澤教育長におかれましては、就任から約3か月がたとうとしております。教育長なりに、睦沢町の教育の現状を見て、課題や今後の取組について、教育行政全般について考えるところが多々あるかと思えます。私の考えで重要と思える項目を並べましたので、これらを軸に、教育長の所感を伺いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

一つ目、児童教育の分野での福祉的な充実度はいかがでしょうか。

学校教育の現場での日常的に向き合っている課題や努力、教育環境の向上についてはどうでしょうか。また、本町はコミュニティ・スクールを実施しており、地域との関わりが多くあります。そして、本町における家庭教育や社会教育についてはどう見えているのでしょうか。さらに、教育現場に過度の役割を期待しているのではないかと。教職員等の在り方や、働き方の見直しなどについてはいかがでしょうか。鵜澤教育長の見る現状の認識と今後の取組について見解をお聞かせください。

次に、奨学金事業についてお聞きします。

若者の修学を経済的に支援する奨学金の条例は、より多くの人の利用を想定して平成29年

に改正されましたが、改正後から現在まで利用者は何人でしょうか。

近年、奨学金制度をより生かすために、若者の生活面の経済的サポートをする自治体が増えて来ております。奨学金利用者が学校を卒業した後、コロナ禍によって経済的に厳しくなり、奨学金の返還に苦勞する人が多くなっているという背景があります。奨学金返還で苦勞する人を支援しようと、定住促進などをリンクさせ、奨学金の返還を肩代わりする施策であります。日本学生支援機構のホームページを見ますと、60を超える地方自治体が一定の条件を設け、経済的な支援を始めています。多くの地方自治体の事例は、自らの自治体奨学金にとどまらず、日本学生支援機構など複数の奨学金の返還を肩代わりすることと移住定住をリンクさせています。東京都は、介護業界へ就業する人へ一定期間返還を助成することで、介護業界に若い人材を呼び込んでおります。これらの事例を参考に、本町でも若者の経済面を支援し、定住促進の観点から奨学金事業を見直してみたいかでしょうか。

続いて、ヤングケアラーについてです。

家族の介護や幼い弟妹の世話、料理、洗濯、掃除などの家事や買物など、大人の役割を日々担っている18歳以下の子どもは、一定数存在するようであります。今年3月に、文部科学省と厚生労働省の委託により発表された民間会社の調査結果によりますと、国内に約10万人、1学級1人から2人いると推定されました。

ヤングケアラーと称される子どもたちの背景と実情は様々です。調査結果を見ますと、平均的に毎日4時間前後ケアなどを担い、7時間以上という苛酷な状況に置かれている人も1割以上おりました。そのため勉強の時間が減り、十分な睡眠が取れなく授業に集中出来ないことや、友達と遊ぶ機会やクラブ活動も少なくなり、宿泊活動に参加出来ないケースも出ているようであります。また、親の勤務が夜間や土日の場合、介護サービスの利用が難しく、子どもが介護を担うことになります。

家族を介護することはとても立派なことで、料理などのスキルを小さい頃から身につけることは、素晴らしいことでもあります。しかしながら、そのことが長期に過度に続くことで、学業や進路、就職などでマイナスに働くことが心配されます。

そこでお聞きいたします。本町でのヤングケアラーの実態の把握は、どうされているでしょうか。また、ヤングケアラーの支援の在り方についてお聞きいたします。

最後に、結婚新生活支援事業についてです。

内閣府には、地域少子化対策重点推進交付金として、結婚し新しい生活を始めようとする若い世代を支援する事業があります。交付要件を満たした夫婦に、新居の購入費や家賃、引

っ越し費用など30万円を助成するもので、平成29年度から始まり、近隣では白子町、長生村、大多喜町などが参入し、一定の成果が出ているようであります。少子化対策として、若い世代の経済面を支援し、移住定住につなげる事業の一つですが、人気があるようで、令和3年度は国の予算がなくなり7月で終了しました。少子化対策と移住定住を促進するこの事業は、大変魅力的であります。本町も取り組んでみてはいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（・関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、丸山克雄議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、3のヤングケアラーについてと4の結婚新生活支援事業についてをお答えさせていただき、1、教育行政全般についてと2、奨学金事業については教育長からお答えをさせていただきます。

初めに、3のヤングケアラーについてのご質問であります。近年、家族人数の減少や生活困窮などにより、家庭の基盤が弱いお子さんが増え、家庭の中で比較的健康的で能力のある子どもに負担が集中するヤングケアラーが問題となっているところであります。

さて、ヤングケアラーの概念でございますが、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護や年下のきょうだいの世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもをヤングケアラーとして定義されているところであります。

1点目の本町での実態の把握についてですが、児童虐待の早期発見や適切な対応を図るために組織している要保護児童対策地域協議会で、虐待が疑われる要保護児童または虐待のおそれのある要支援児童として台帳に登録されている子どもについては、子どもに関わる機関と情報を共有しており、子どもの発達や生活困窮、障害、病気の相談業務を福祉課で担っておりますので、ヤングケアラーが疑われる状況であれば把握することが出来ている状態です。

次に、2点目の支援の在り方でございますが、個別に関係機関による支援会議を開催して支援の方法を協議し、役割分担を明確にした上で、支援者と自立支援事業者等の機関と連携を図り、対応をしているところでございます。早期発見や支援へつなげるためには、ヤングケアラーである子ども自身やその家族を含め、さらには地域全体がヤングケアラーの問題を認識していただき、教育委員会、学校、相談支援機関との連携強化を図って参ります。また、町専門職に、ヤングケアラーの支援に資するためのDV、児童虐待相談担当職員研修を受講

させ知識を高めるとともに、ケース対応技術の向上を図り、よりよい支援が出来るよう努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、4番の結婚新生活支援事業についてのご質問ですが、国では地域少子化対策重点推進交付金により、自治体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠、出産、子育てに温かい社会づくり、機運の醸成の取組を支援するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するための結婚新生活支援事業を支援しています。

この事業は、新規の住宅取得費用、または住宅賃貸借費用に係る支援や、婚姻に伴う引っ越し費用に係る支援を実施しており、国の補助基準は、夫婦ともに39歳以下で、所得が世帯合計で400万円未満の新規に婚姻した世帯を対象とし、補助金の上限を30万円としております。また、市町村独自で対象世帯の要件を緩和し補助金を上乘せしている自治体もございます。令和3年度は、全国で539市町村、千葉県では19市町村、近隣では、先程議員おっしゃるとおり、長生村、白子町、いすみ市、大多喜町が、この事業の交付決定を受けて実施をしております。結婚に伴う経済的不安の軽減につながっていると伺っているところであります。

ご質問の、来年度から本町もこの事業に取り組んでみてはどうかということではありますが、本町では、若者の定住促進及び地域経済の活性化を図るための若者定住促進事業として、社会資本整備総合交付金を活用した住宅取得補助金を、40歳以下の若者夫婦等の世帯を対象に、新築住宅の場合は50万円、中古住宅の場合は30万円、さらに町外からの転入、子どもの人数にもより上乘せをして補助金を交付しているところであります。また、町内の施工業者により個人住宅のリフォームを行う場合には、限度額を50万円として経費の一部を補助しているところでもあります。結婚新生活支援事業の支援内容と一部異なりますが、結婚新生活に限らず、若者世帯の移住定住を促進し、地域活力の維持を図っているところであります。

今後さらに若い世代に選ばれる、暮らし続けたいと思われるまちづくりを推進するために、地域の資源を生かしながら、子育て家庭のみならず、地域の大人たちや事業者も参加し、町ぐるみでの子育てを展開して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（・関澄男君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 丸山克雄議員のご質問にお答えいたします。

教育行政全般にわたるご質問と捉え、第2期睦沢町教育振興基本計画の基本目標に沿ってお答えをさせていただきます。したがって、個別のご質問の順番が前後してしまうことをご了承願います。

令和3年度は、本計画の2年目に当たります。六つの基本目標と23の重点施策に沿って、それぞれ政策を進めております。また、それを検証するため、令和2年度教育委員会の活動状況に関する点検・評価も先月終わったところでございます。

それらを踏まえ、睦沢町の教育の現状の認識と今後の取組についてですが、基本目標1「園小中一貫教育カリキュラムの実施と確かな学力・自立する力の育成」では、令和2年度に行った千葉県標準学力検査の結果から、県平均点を上回った教科は、小学校では22教科中18教科、中学校では15教科中13教科と、着実な学力向上が見て取れます。しかしながら、学年や教科によってばらつきもあることから、特に県平均点を下回った教科は、学力向上に向けた取組を行っていきたいと考えます。

I C T教育については、1人1台の端末整備が終わり、この夏休みには接続確認と併せ、オンライン朝の会などを実施いたしました。今後は、リモートやオンライン授業等、活用機会を増やしていきたいと考えます。

次に、基本目標2「郷土を愛し、豊かな心と健やかな体の育成」では、基本的な生活習慣や学習習慣を身につけさせるため、小学校は、睦沢スタンダードとして、早寝早起きなど生活に関する7項目、よい姿勢や話の仕方など学習に関する10項目を定着させる取組を行っています。中学校は、さらにこの取組の規範意識の醸成に取り組んでおります。また、朝食についてですが、小学校ではほぼ全ての児童が食べているとのアンケート結果ですが、中学校では、小学校に比べ少し減っています。学力向上と健康には、習慣化や栄養はとても大切であることから、意識づけを行い定着を図っていきたいと考えます。

次に、基本目標3「多様なニーズに対応した教育の推進」では、不登校児童・生徒が若干ですが増えている傾向にあります。これは、家庭環境や友達関係など様々な要因が考えられますが、子どもの可能性や学びを止めないことが大切だと考えますので、改善に力を入れていきたいと思っております。

放課後児童クラブは、令和2年度から教育課所管となり、睦沢ふれあいスポーツクラブに業務委託し行っております。スポーツクラブの強みである運動教室に加え、教職を退職された方々を中心に、学習指導にも力を入れて来ております。平成30年度は39名だった児童は年々増え、今年度は約80名となりました。さらなる活動の充実に努めたいと思っております。

また、さらなる学びを欲する児童・生徒の支援として、毎週土曜日に公民館で、むつざわアフタースクールやむつざわアカデミーなどを開講しております。現在、小学生は国語と算数、中学生は英語と数学を行っており、受講者も少しずつ増えて来ていることから、内容を

含め充実を図っていきたいと思います。

次に、基本目標4「質の高い学校教育を推進するための環境の充実」では、教職員の資質、能力の向上のため、指導主事の経験豊富な職員を招へいし、若手職員を中心に、授業参観を経て、授業における指導、助言を行っています。徐々にですが教師の意欲が上がって来ていると聞いておりますので、継続していきたいと考えます。

また、教師の働き方改革では、マチコミメールによる出欠管理や保護者への連絡、校務支援システムによる定型書類の作成ソフトの導入、支援を必要とする児童・生徒のための学習支援員、特別支援教育支援員、学校司書の配置などにより、少しずつですが改善がされて来たと聞いております。そこで、私自身もさらに学校現場に積極的に足を運び、教員の相談を受けていきたいと思います。

次に、基本目標5「家庭・地域教育力の向上」では、学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとして、地域の方々に学校運営の協力をいただいております。具体的には、登下校の見守りや中学校校舎の壁の塗り替え、今年度は睦沢小学校の桜等の高木の枝打ちが予定されております。関わる地域の人々も年々増えており、活動の幅を広げていきたいと考えます。また、親と子が一緒に学びや活動が出来る親子スポーツ教室や、親子体験教室も行っています。親子の絆を深め、家庭教育における悩みや不安の解消につながっていることから、引き続き推進して参ります。

次に、基本目標6「生涯学習活動の支援と芸術・文化、運動・スポーツの推進」では、コロナ禍ではあるものの、町民が芸術文化に触れる機会を少しでも増やすため、感染対策を図りながら実施しております。本年度は、睦沢中学校を会場に、千葉交響楽団による音楽鑑賞教室を実施しました。また、歴史民俗資料館では、「内在する詩情」と題し、著名な画家の企画展をこの5月まで開催してまいりました。鑑賞された方々からは、好評なご意見を多数いただきました。

運動・スポーツ関係では、町教育委員会委託事業として、睦沢ふれあいスポーツクラブによる園児や小学生、また小学生以上を対象にしたバラエティーに富んだ教室を行っております。コロナ禍のため、参加者や開催日数は減っているものの、スポーツの楽しさと運動不足の解消につながっており、引き続き推進して参ります。

次に、「教育環境について」ですが、小・中学校の校舎は、いずれは新規に建設が必要になりますが、現時点では、教師、児童・生徒共々、大切に使用し、出来るところは自分たちの手で、業者でなければ修繕出来ないところは優先順位をつけ、予算の範囲内で、子どもた

ちが困らないように対応していきたいと考えております。

最後になりますが、私自身、教育は、園児、児童・生徒、一人一人の人生を決定する可能性のある崇高な営みであると考えています。子どもたち一人一人が、自分は多くの人から愛されているということを知れば、必ず笑顔とやる気と希望へとつながります。それが教育の原点だと思っています。

私は教育長として、新型コロナウイルスの収束が見えない中であっても、学校、家庭、地域で、子どもたちの安全・安心を確保することを最優先に、子どもたちに関わる全ての方々の創意工夫を重ね、共に力を合わせて乗り越えることに集中して参りたいと思います。様々な感染症対策を講じた新しい日常の中で、子どもたちが安心して学びを継続出来るように、教育活動を進めて参ります。

変化の激しい予測不可能な時代にあって、睦沢町でこれから育つ子どもたち一人一人が、自分に自信を持って夢に向かって進んでいけるよう、教職員を始め関係者と一丸となり愛情を持って取り組んで参ります。また、先の見えない社会の変化の中で、町民の皆様の価値観の多様化、高齢化、個性化などに対応していくため、生涯学習の充実と向上、生涯スポーツの振興と発展、地域文化の保護と伝承を推進して参りますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。また、議員各位の格別なるご高配をお願い申し上げます。

〔「奨学金のほうか抜けていますよね」の声あり〕

○教育長（鵜澤 智君） 失礼しました。

次に、2、奨学金事業について、条例改正後の利用者はどうか。また、定住促進の観点から奨学金事業を見直してはどうかとのことですが、条例改正後の実績は、残念ながら1件でございます。要因としては、令和2年度から国が行った高等教育の修学支援新制度による大学等の授業料等の減免、及び独立行政法人日本学生支援機構が行う給付型奨学金の支給が拡充されたことが大きいと考えております。

本制度は、これまで給付型奨学金の対象者を非課税世帯のみとしていましたが、新制度では収入要件を設け、対象範囲を広げるとともに、学生が学業に専念出来るよう、授業料及び入学金の大幅な減免を行い、あわせて、学生生活を送るのに必要な生活費も賄えるよう、奨学金の支給額も増額しております。このことから、こちらを活用する学生が増えているものと考えております。

次に、定住促進の観点から奨学金事業を見直してはどうかとのことですが、教育における高等教育を学ぶということは、幅広い教養と各学問分野の専門的知識、技能を有する人材の

育成をするもので、個人の可能性や選択肢を増やすことだと思いますので、奨学金事業と定住促進は分けたほうがよいと考えています。そのようなことから、他の支援制度も考慮した中で、奨学金事業を検討させていただきたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（・関澄男君） 丸山議員。

○5番（丸山克雄君） ありがとうございます。鶴澤教育長におかれましては、現場に足を運ぶというふうにお答えいただきまして、本当に現場というのは、色々課題が見えて来ると思いますので、ひとつ大いに期待しておりますので、よろしく申し上げます。

奨学金なんですが、やはり今おっしゃられたとおり、今、貸与型から給付型が増えているんですね、メニューも利用者も増えていると。やはりそれだけ本当に経済的に困っているけれども学びたいと、そういう子どもさんが増えているんだと思うんですね。

そういった意味で、入り口は奨学金の形にしますが、ほかの各地方自治体が移住定住とリンクさせているというのは、払い終わった後のことなんですね。返さなくちゃいけない。返還あるいは償還のときに、経済的に困って滞納してしまう。3か月以上滞納するとチェックを受けるみたいな厳しいことがありますので、やはりその辺のところを応援する、助けるという意味で、肩代わりというんですか、自治体が。その代わり、こういったことをやってくれないかと、それはあくまでも任意でありますから、これは本人がそうしますと。その代わり肩代わり、この位お願いしますというふうなことでやっているんだと思いますので、睦沢については金額も小さいので、そこまで行くかどうか分かりませんが、そういった流れがどんどん増えているということだと思います。

それと、条例が改正されて4年たちますが、利用者が1人ということであります。今後、利用者がほとんどいないということが何年も続いた場合、この先、この奨学金事業そのものがどうなるんでしょう。廃止するとか、そういった検討もされるんでしょうか。その辺ちょっと伺いたいと思います。

それから、ヤングケアラーなんですが、今、こういう実態を知る体制は出来ているというふうにお聞きしましたけれども、現在、睦沢町の実態はどうかと。何人位の子どもさんがこの位のレベルで、何人位の子どもさんはもっと大変だということが分かっているのかどうかですね、実態を知るということで。大変これの実態は知りにくいと思うんですが、やはりヤングケアラーと言われる子どもたちは、自分が苦労しているという意識がほとんどないみたいなんですね。アンケートによっても、自分がヤングケアラーで、苦労しているん

だということが分かっているのは1割位だと。

実際、そういう子どもたちは、一生懸命頑張っているという気持ちはありますから、それでいくんですが、実際に20代になって、やれ進路とか就職という段階になったときに、やはり壁にぶつかっちゃうんですね。そのとき初めて、自分の10代の苦労というのは何だったのかというふうに悩むことが多いと。ましてケアをしている子どもたちは、人に相談しているというケースがあまりないと。大体6割、7割位が、全然誰にも言っていないよということなんです。ですから、なかなか実態が分かりにくいということがまずあります。

それと、やっぱり家庭の問題ですので、どうしても保護者のこととか、重層的に物を見て寄り添うような支援が、しかも長期にわたるみたいなケースが多いと思うんですよね。ですから、ちょっと大変だと思うんですけども、その辺の実態を、個別個別にきちっと何とか把握して、支援の手を差し伸べて欲しいと思うんです。ひとつよろしくお願いします。

それから、結婚新生活の支援事業なんですが、これの大きな要素は住居の取得補助、それから家賃補助、引っ越し費用補助なんです。睦沢町も、住居取得は今言われたように、新築で50万円、中古で25万円というのがありました。ですけども、これは令和5年3月31日で終わっちゃうんですね。交付要綱を見ますと、それから先がないんですよ。つまり終わっちゃうんです、この睦沢の事業はですね。

それから、二つ目は家賃補助、これは去年の3月31日で締め切っちゃっているんですよ。ですから今年はない、来年もないという状況なんです。家賃補助の交付がですね、本町は。

三つ目の引っ越し費用の交付補助、これももともとないということで、やはり結婚新生活を支援する三つの大きな要素は、いずれも本町は、昔はあったけれども今はないという状況で厳しいんですね。

睦沢町は、この3年度から第2期の総合戦略をつくりましたね。この中で、政策分野2、これはテーマが「睦沢への新しいひとの流れをつくる」、政策分野3「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、こういうテーマだったんですよ。でありながら、今言った家賃補助はない。住居取得もなくなっちゃう。引っ越し費用の補助はもともとない。こんな状況で、果たして若い世代を支援するということになるのでしょうか。

結婚あっせんの、結婚相談所とかあっせん事業をやっている大きな会社は、全国の自治体の若い世代の支援リスト、どこの町がどんな支援をしていますよということをリストアップして、具体的にお客さん、つまり結婚する相手に対してアドバイスしているんですね。どこの町は、こんないい補助金がありますというふうにやっています。これはもうインターネッ

トを見ればすぐ分かるんですね。

そういうふうにして、各自治体は、若い世代を取り合っている部分もありますし、本町も是非とも、この2期の総合戦略でも言っている、テーマに挙げていることの部分を、しっかりと今後対応して欲しいと思うんですね。いかがでしょうか。

○議長（・関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 丸山克雄議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

先程の奨学金は教育委員会から、そしてヤングケアラーの実態の部分については福祉課のほうからお答えをさせていただきますが、まずもって私のほうから、新婚生活の支援についての考え方を少しお話しさせていただきたいと思っております。

今の若者定住施策、睦沢町で行われている、先程言ったとおり新築50万円、中古25万円と、転入につき30万円、子どもにつきということの部分については、結婚新生活支援事業よりも今大きな支援が出来ているんだと思っております。

ただ、この先、議員おっしゃるとおり、色々と終わってしまったら、その先どうするんだということで検討していきたいと思っておりますが、今日の新聞にも出ていたように、睦沢町に入って来ていただける、定住を促す前に、町民がどれだけ満足度を持って、この町に住んでいただけるか、そこの満足度が低いところには、なかなか流入の新しい方々も見込まれないだろうと思う考えが一つあります。

だからといって、新規に睦沢町に定住していただける方を粗末にするものではないのですが、あわせて、その根底には、睦沢町の今住んでいただいている方々がどれだけ満足をしていただけるか、どれだけ安心・安全に、この町に住んでいるという思いを持っていただけるか、そこの部分の次に定住施策だと思っておりますので、何よりも施策は検討して、おっしゃるとおり、内閣府発信の補助金を検討してみたりしていくわけではありますが、総合戦略の中の新たな人口増加につながる補助金の裏には、既存の住まわれている人たちの満足度を上げたいという思いもあるということを、まずもって理解いただいた上で検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、細かな点については、福祉課、教育委員会からお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（・関澄男君） 福祉課長。

○福祉課長（小高俊一君） それでは、命によりお答えさせていただきます。

先程、丸山議員さんからご指摘のあったとおり、アンケート結果によりますと、ヤングケ

アラーという認知度は非常に低く、中学校2年生のアンケートでは、聞いたことはないという回答をした答えが8割を超えていたというのが、アンケート結果でございます。

実際、町の現状はどうなのかという点につきましては、社会的に弱い環境にあるひとり親である家庭や多子家族の家庭、核家族が進んでおりますので、もちろんおじいさん、おばあさんがいない家庭で、今、福祉課の要保護児童対策協議会等で把握している件数は2件となっております。

支援についてでございますけれども、先程、重層的な支援という、寄り添った方の支援ということで、うちのほうの職員が定期的に面談のほうをさせていただきまして、状況を見守っているところでございます。また、行政だけでは支援が足りない部分につきましては、それこそ相談支援機関等に一部お願いして支援をしているケースもございます。

今後も子どもが18歳を超えるまでは福祉課のほうで関わっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（・関澄男君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 奨学金制度についてのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、現時点では、奨学金につきましては廃止は考えていません。それで、拡充された国の高等教育の修学支援新制度や、それから日本学生支援機構が行っている給付型の奨学金、これを出来るだけ活用していただいた中で、さらに上乘せとして、本町の奨学金制度を利用していただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（・関澄男君） 丸山議員。

○5番（丸山克雄君） 移住定住の若い世代を呼び込むという部分で検討したいということですが、今現在、ご承知のように、住居取得に関しては、令和5年、再来年の5月でもう切れるわけですね。その先はまだ何もない。家賃などの補助については今ゼロ、ないんですよ。もちろん引っ越しは最初からなかったと。やはり若い世代を呼び込むという、総合戦略の中に掲げている大きな幾つかのテーマの二つが、人を呼び込む形あるいは若い世代を支援するというのをうたっているにもかかわらず、この辺が抜けているということは、ちょっと手落ちだと思いませんか。

ですから、この辺のところをきちっと、やはり金額うんぬんよりも、あるというもののほうが大事だと思うんですよ。確かに住んでいる方が満足している、その度合いが高い、これ

が1番大事だと思います。そういう姿を見て、睦沢に行ってみたいと思うんだらうけれども、肝腎要の、じゃ、行くけれども、自分たちの最初の生活はどうしてくれるのかなとか、当面の経済的な心配が多いと思いますから、そういうのが他の市町村と比較した場合、ちょっと見劣りするなと思われたら来ないと思うんですよね。ですから、その辺の兼ね合いをひとつ考えていただいて、この3点对応をお願いしたいと思います。

○議長（・関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり、近隣と比べて、その項目がないことはマイナスになると思いますので、項目を洗い出して、どこに補助を入れていけるのか検討して、前向きに考えていきたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（・関澄男君） これで、5番、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

◇ 島 貫 孝 君

○議長（・関澄男君） 次に、2番、島貫 孝議員の一般質問を行います。

島貫議員。

○2番（島貫 孝君） それでは、通告に従って質問いたします。

新型コロナ対応について。

1、こども園が8月2日から2週間の休園となった。多数の園児と職員が濃厚接触者となった経緯は。

2、こども園保育士、障害者施設職員、小・中学校教員等、集団接種の余剰ワクチンの接種で、優先度の高い職種への接種は済んだのか。

こども園、小・中学校について。

八街市での死亡事故があり、睦沢町でも危険な通学路の点検をしたと思うが、具体的な危険箇所、改善策、改善時期は。

2、現在、小・中学校では、マチコミアプリを使って検温や欠席の連絡を行っている。こども園でも導入の予定はないか。

以上です。

○議長（・関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、島貫 孝議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1、新型コロナ対応についてお答えさせていただき、1点目のこども園が休園になった経緯と、二つ、こども園、小・中学校については、教育長からお答えをさせていただきます。

初めに、2点目の集団接種の余剰ワクチンの接種で、優先順位の高い職種への接種は済んだのかとのことですが、ワクチン接種を実施するに当たり、町としてキャンセル等に伴う余剰分の取扱いを定め、優先順位の職種の施設等を通じて希望者を募り、274人のリストを作成したところであります。65歳以上の集団接種については、6月29日から8月1日までの毎日曜日、計6回の実施を終えましたが、その間にキャンセルに伴う接種を27人の方に行ったところであります。

なお、期間中、管内において、保育士や教職員を高齢者に続いて優先して集団接種枠に加える動きがあったため、また県からも、市町村間で連携し、柔軟に対応するよう通知があったことから、本町においても、予定していた高齢者の集団接種に、可能な範囲で増員を検討し、そして希望する保育士や小・中学校の教員等、合わせて50名の接種を行ったところであります。

今後も余剰ワクチンの有効活用に努めて参りますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（・関澄男君） 教育長。

○教育長（鶴澤 智君） 島貫 孝議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1、新型コロナ対応についての1点目、こども園の休園で、多数の園児と職員が濃厚接触者となった経緯はとのことですが、感染が確認された園児の発熱が7月31日土曜日であり、当日、前日及び前々日の接触者が濃厚接触者となりました。

当園は認定こども園であることから標準保育時間が11時間となっており、職員がシフト制により交代で勤務し、園児と接する職員が多くなります。土曜日は、保護者の負担を軽減することを目的に土曜保育を実施しておりますが、先程のシフト制により職員配置が大変厳しく、年齢ごとに部屋を分けた通常保育が難しく、合同保育となっております。

さらに、厚生労働省子ども家庭局保健課からの事務連絡のQ&Aを参考に、低年齢の子どもの場合の熱中症等のリスクを考慮し、0、1、2歳児ではマスク着用を強制しておりません。また、職員はマスク着用や消毒を徹底しているものの、乳幼児対応では距離を置いての保育は現実的ではありません。そのような状況を説明し、保健所による濃厚接触者の特定では、園児、職員に多数の濃厚接触者が出る判断となりました。

さらに、保育に当たる職員の7割ほどが濃厚接触者となったことで、園自体の運営が難しく、濃厚接触者の健康観察期間である8月14日土曜日までを、やむを得ず休園の措置を取らせていただいたところです。なお、この間、保健所の迅速なPCR検査により、濃厚接触者全員の陰性が確認され、園は8月16日から再開をいたしました。

次に、2、こども園、小・中学校についての1点目、通学路の危険箇所、改善策、改善時期はどのことですが、小・中学校から上がって来た危険箇所は、県道大多喜・一宮線や主要地方道茂原・夷隅線沿いに多く、小学校では12箇所、中学校では4箇所上がって参りました。

7月27日に睦沢町通学路等安全推進会議を行い、要望のある箇所の現地調査を行い、対策について検討いたしました。危険箇所の内容としては、外側線や横断歩道、「止まれ」等の標示が消えている。通学路脇の宅地から庭木が歩道等に出ており見通しが悪いなど様々なケースがあり、現地において茂原警察署交通課の指導の下、道路管理者と協議を行い、令和3年度から令和4年度にかけ、16箇所中14箇所について道路標示の引き直しや伐採を行っていたことになりました。残りの2箇所については、既に道路整備計画路線であることや、歩道用地確保のための用地買収等が必要なことから、継続案件となりました。

また、交通ルールは、互いに守ることで最大の効果を発揮することから、小・中学校においても交通安全教育に一層の力を入れるように指導をいたしました。

次に、2点目の、現在、小・中学校ではマチコミアプリを使って検温や欠席の連絡を行っているが、こども園では導入予定はないかとのことですが、マチコミとは教育関係団体が無料で利用出来るメール配信サービスで、全国で8,900団体ほどが利用しているもので、小・中学校では今年度から利用しています。

こども園で利用している連絡メール2とは、平成26年から導入している小・中学校の学習支援ソフトを導入した際に、サービス機能として付随していたメール配信サービスになります。小・中学校でも、マチコミ導入までは、保護者への連絡にこの機能を使っておりましたが、こども園では改めて予算確保が必要でなかったことなどから、その機能を現在も利用しております。

ご質問のこども園での導入予定ですが、特に連絡メール2に固執しているわけではないので、導入は可能と考えますが、保護者等の意見も聞きながら検討していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（・関澄男君） 島貫議員。

○2番（島貫 孝君） まず、コロナ対応のところからお聞きします。

予防接種、274人の対象者の中から、50人の余剰ワクチンが済んだということですが、そのほかの年代で、それぞれ先生方、その対象になっている方々のワクチン接種というのは進んでいるのでしょうか。各自治体とか、年齢別、個別で接種を受けている方もいると思うんですが、全体として、特に教職員の方のワクチン接種はどれ位進んでいるのでしょうか。新学期が始まって、各地で学校でのクラスターというのも発生しているようですが、その辺の対応はいかなもののでしょうか。

連絡メールについて、こども園からのeライブラリのメール、8月1日の夜ですか、連絡が来たと思うんですが、一部届かなかった保護者がいたと聞いていますが、原因は分かったのでしょうか。

こども園からの最初の連絡が8月1日の夜だったのですが、小・中学校の保護者への連絡が3日の朝になってから「こども園でコロナの感染者が出ました。本日の部活動は中止します」という連絡だったんですが、多分、部活動が2日の月曜日に行われていた小学校、中学校があると思うんですが、その時点で連絡が行くことは出来なかったのでしょうか。届かない緊急メールに意味はないので、早急に、マチコミアプリのほうで出来るんだったら、保護者と対応を確認してもらって、取り入れてもいいのだと思います。

次に、濃厚接触者が多数になったところで、異年齢児保育やシフト制のところが挙げられたと思うんですが、今現在こども園の職員は足りているのでしょうか。今年度に入ってから数名退職している先生がいらっしゃると思うのですが、人数が足りればシフトではなくて、各クラスそれぞれの担任の先生がそれぞれを見るということは可能なのでしょうか。

ひとまず以上でお願いします。

○議長（・関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 2回目のご質問にお答えをする前に、先程、私のほうでお答えをさせていただいた65歳以上の集団接種について、先程6月29日から8月1日までのという話をさせていただきました。日にちが間違っておりました。6月27日の日曜日から8月1日までの日曜日ということで、訂正させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

今ご質問のあった細かな数字については、教育委員会、健康保険課のほうからお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（・関澄男君） 白井健康保険課長。

○健康保険課長（白井住三子君） 命によりお答えいたします。

余剰ワクチンの教職員の関係、保育士等の関係でございますけれども、先程のキャンセル待ちのところでは27名が行いまして、そのほかの小・中学校の教員等というところで、保育士も含めてですけれども、50名ほど行いました。本町につきましては、希望されるこども園、そして教職員等につきましては、ほぼ全員接種しているものと思っております。

他町村につきましても、関係する自治体について、同様に対応していると思っておりますので、全員かどうかというのは分かりませんが、希望される方については、ある程度終わっているものと捉えております。

○議長（・関澄男君） 教育長。

○教育長（鶴澤 智君） 島貫議員の質問にお答えさせていただきます。

初めに、こども園の保育士の人数がぎりぎり、どうかというようなところで、今は足りているのかというご質問でございましたが、現在は子どもの人数に対してぎりぎり足りております。ただ、土曜日保育までクラス別に分けるだけの人数はいなくて、土曜日保育に集まって来る子どもの数に対しては、合わせても問題のない人数でクラスを編制しておりますので、そこは何とかやりくりをしながら、今のところそれで取り組んでおります。

保育士につきましては、今現在、募集をお願いしてありますので、出来るだけ早く、余裕のある中で保育を進めたほうが、やはり保育やこども園の子どもたちの安心であるとか、安全もより高まると思っておりますので、そのような方向で考えております。

もう一点、コロナの小・中学校への連絡が8月3日になってしまったのはなぜかというようなところでございますが、そちらにつきましては課長のほうから報告させていただきます。

○議長（・関澄男君） 宮崎課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 島貫議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

2点ほどあったと思いますが、まず連絡メール2について、届かなかった方がいたというお話をご質問でされていましたが、これについて業者のほうに、どうして届かなかったのかという確認はさせていただきました。しかしながら、大変申し訳ないんですが、その原因について究明することが出来ておりません。なので、先程、教育長答弁にもあったとおり、マチコミメールの導入について、前向きに検討をしていきたいというふうに考えております。

2点目の新型コロナウイルスのこども園での感染に伴います連絡の遅れについてですが、当時8月1日に、感染の連絡が町のこども園のほうに来ました。急ぎよ、教育委員会でこども園のほうに集まり対策を考えました。その時点では、まだ1名しか感染者というのが決まっておきませんので、次の日、濃厚感染者を特定するために、保健所に、こども園でのそ

の状況を報告させていただきました。最終的に保健所のほうから回答がこちらに参ったのが2日の夕方ございました。ということから、濃厚接触者に関する関係もあって、部活動の中止という中学校への連絡が8月3日という形で遅れてしまったということがございます。

本来であれば8月2日中に送ることも可能だったのかもしれませんが、濃厚接触者の特定が8月2日の夕方ということもあって、また、それから新規に手続を踏んで送るといって、また夜遅くなってしまうのもちょっと申し訳ないのかなという部分があったので、朝一で対応させていただいたというところがございます。

○議長（・関澄男君） 島貫議員。

○2番（島貫 孝君） 連絡メールについては、夜遅くだらうと、最新の情報は最新の状態で欲しいと思います。

保健所の濃厚接触者の特定が遅くなったということですが、保健所のほうが今ばたばたしているのは周知のとおりなので、こちらの判断で早めに連絡を出してもよかったのではないかと思います。

あと、ごめんなさい。さっき質問が漏れたのが何点かあったんですが、夏休み中に小・中学校で、リモートで朝の会等を行ったとのことなんですが、オンライン授業やリモートでの授業、これから取組可能になるかとは思いますが、夏休み中に職員の方の研修などもあったと思うんですが、具体的にいつ頃から取組は可能になるのでしょうか。

また、こども園が休園中に、こども園から園児に対して、何か動画でも先生たちからも配信があれば子どもたちも安心したとは思いますが、一切そういうのはなかったのですが、その辺の対応は今後可能になる可能性はあるのでしょうか。

ごめんなさい、もう一点、通学路のところですが、個々の箇所の対応程度はそれぞれ進んでいるんだと思います。今回の事故もそうですが、重大な死亡事故が起きてから対策が取られることが多いと思うんですが、例えば上市場の交差点で生徒がけがをするような大きな事故が起きた場合に、これ以上の対応というのを早急に取ることは可能なんですか。例えば、もうあそこの通学路自体、あそこは子どもを通さないようにするとか、その辺まで、事故が起こってから、そういう対応になることがあるんだしたら、今のうちから、そういう対応を取ってもいいのかなとは思いますが。

以上です。

○議長（・関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 通学路について、私のほうからお答えさせていただきたいと思ってお

ります。

八街の事件があつてから、その前から我が町では、学校、教育委員会、役場、そして警察を含めた中で、道路の安全性を確認する会議を開催しております。その会議によって、通学路を変更する等の措置をしている状況であります。また、様々な危険な箇所の見落としがあるようであれば、ここはどうなんだということで、是非ともご意見をいただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

そのほかは担当課よりお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（・関澄男君） 鶴澤教育長。

○教育長（鶴澤 智君） 島貫議員のご質問にお答えをいたします。

夏休み中のリモートで、今後はどのように取り組むかというようなことだと思いますが、小・中学校とも9月中に、実際に校内においてリモート授業を実験というか、試しに校内で行います。それで出来るようであれば、今度は家庭のほうにパソコンを持って行って、端末を持って行って、やるというような流れになっております。

それから、こども園が休園になったときに、リモートで動画の配信とかが出来ないかということですが、こども園の子どもについては端末を配付してありませんので、それぞれの家庭によって色々な環境、条件が違いますので、これはなかなか難しいかなというふうに思います。それから、動画の配信となると、やっぱり動画も色々、子どもによって興味関心もございまして、それぞれ動画については、ご家庭で出来れば準備していただければなというふうに思います。一斉にというのは、なかなかちょっと難しいのではないかなというふうに考えております。

○議長（・関澄男君） それでは、これで島貫 孝議員の一般質問を終わります。

次に移る前に、ここで暫時休憩に入ります。10時45分再開でお願いしたいと思います。それでは、休憩に入ります。

(午前10時36分)

○議長（・関澄男君） 休憩前に続いて会議を開きます。

(午前10時45分)

◇ 酒 井 康 雄 君

○議長（・関澄男君） 4番、酒井康雄議員の一般質問を行います。

酒井議員。

○4番（酒井康雄君） 令和3年3回目の一般質問の機会をいただきました、4番、酒井です。

今年7月3日午前10時27分に、静岡県熱海市に起きた大規模な土石流。10時55分には、1本目の濁流が3階建て酒店を回り込むように土石流が流れ込み、この世とは思えない様子をテレビ映像でご覧になったと思います。およそ2時間にわたって何度も住宅地を襲いました。あの日、土石流がどうして起きたのか。行政の避難の呼びかけは十分であったのでしょうか。

熱海市伊豆山地区に流れる逢初川の上流部に造成された盛土が大きく崩れ、甚大な被害をもたらしました。徹底検証が今後進む中で、新たな防災対策が見直されることを期待します。

また、今年8月8日午前10時2分に勝浦市、市原市、いすみ市、睦沢町、長南町、大多喜町に発令された土砂災害警戒情報は、予想以上に長い時間にわたり風雨が強く、私も勝浦から自宅に向かう間、各所にわたって倒竹、倒木の現場に遭遇しました。

町も対策本部を立ち上げ、町内の情報把握に4班に分かれ巡回を行い、自然災害、被害状況を把握し対応を講じたと聞いております。有事に対する素早い対応は被害を最小限に食い止め、住民に正確な情報を伝える第一歩であると思います。田中町長はもとより、職員も対策本部を立ち上げ、情報収集、広報、緊急対応に当たり、大きな混乱もなく進められました。

しかし、これまでに睦沢町防災会議で見直されて来た防災計画では、令和元年に発生した台風15号による大規模な停電並びに土砂災害、洪水災害に見舞われる台風19号のような、予測をはるかに超えた人災とも言える災害に対応出来ていますか。現状の取組を振り返り、今後の課題を取り上げていただきたいと思います。

そこで、町民が安心・安全に暮らせるための防災について質問いたします。

1点目、町長にお伺いします。

自主防災組織の編成及び運営には、各自治会によって進捗状況に違いがあると思いますが、現時点での自主防災組織の取組状況を把握し、指導に当たっていますか。

特に、区長を中心とした区役員、民生・児童委員、消防団、災害ボランティアによる共助、自助の対応指針及び訓練の実施計画について、どのように取り組んでいるか報告を受けていますか。この記載については防災計画に記載されています。

また、土砂災害警戒地域等の条例の説明会を行ったところ、住民からどのような質問、意見が見られましたか。

2点目、土砂災害警戒情報が流れた際、対策本部、役場に設置されますが、現場状況を確

認するため、どの程度の地区巡回を行い、対応の迅速化を図っていますか。

3点目、予報や現状の情報発信として、防災無線、戸別受信機やホームページ等による周知、食料、医薬品、生活物資、土のう、一、二次避難場所、被災者の仮設住宅の確保に係る課題に対し、その対応策は検討されていますか。

4点目、一宮川上流の瑞沢川、埴生川ののり面の竹等の伐採、堆積土の撤去をこの1年行っていますが、今後の災害対策も含めた維持管理を町は県にどのように働きかけ、予算化を図るように要望していますか。

最後に、ハザードマップの見直しについてですが、どのような進捗状況ですか。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（・関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 酒井康雄議員のご質問にお答えいたします。

初めに、安心・安全なまちづくりのための防災についての1点目、自主防災組織の取組状況、民生・児童委員や消防団等の各防災関係団体との取組、また土砂災害警戒区域等の指定に関するご質問ですが、まず自主防災組織の取組については、災害時における参集基準や対応方法などをいち早く定められた上市場区の自主防災組織の基準を参考に、各区に自主防災組織の取組の推進をお願いしているところでございます。

町としましても、災害時における自主防災組織の対応等については、窓口などで相談を受けておりますが、現在、区長会の中で各区が協力し地域の防災力の向上に努めております。

他の防災関係団体との連携につきましても、区長会、民生・児童委員協議会等の各団体幹部による協議を始めており、それぞれの団体が連携した自主防災組織の体制が構築出来るよう推進して参ります。

また、土砂災害防止法による区域指定の説明会については、本町では平成25年度、平成36年度、平成30年度に千葉県主催で実施しており、主な質問内容は、崖が崩れた場合の責任問題、区域の指定方法、融資等の補償についてなどの質問があったところであります。

次に、2点目の、土砂災害警戒情報が流れた際の災害対策本部による現状確認と対応についてとのことですが、8月8日に千葉県に最接近しました台風10号の際にも、大雨警報、土砂災害警戒情報が発令され、災害対策本部では早急に町内の状況を把握するため、4班に分かれて職員による町内全域を巡回したところであります。

巡回により集約した情報を基に、倒木や冠水により通行に危険があった箇所については通行止めや伐採、また危険な箇所などについては、直接住民等へ声かけを実施し、災害による

被害を最小限に抑えるべく、職員が一丸となって対応したところでございます。また、消防団につきましても、いざというときのために自宅での待機をお願いしたところであります。

大規模な災害時には、防災関係のみならず、町全体での協力体制が必要不可欠でありますので、ご支援をよろしくお願いいたします。

次に、3点目の防災に関する情報発信についてとのことですが、町では災害時における各種情報について、防災行政無線やホームページ等により、注意喚起や、町が実施する災害対応について周知しております。また、その他千葉県防災情報システム経由にて、Lアラートと言われるテレビへの防災情報を発信し、広く情報伝達を実施しております。

しかしながら、情報の伝達はさらに強化が必要であると考えているため、現在、町用防災アプリの導入を進めており、今後は防災行政無線の内容を、町内や自宅にいらなくても携帯電話で受信出来るよう整備をし、情報伝達力のさらなる向上を図って参ります。

食料や衣料品、生活物資、土のうについては、災害時に備え一定量の準備はしておりますが、保管には限界があるため、一時的に対応出来る必要量を確保している状況でございます。

大規模災害時には、町内のスーパーハヤシさんや長生農業協同組合さん等を始めとする災害協定に基づく物資等の要請、自衛隊への要請、また国が運営する物資調達・輸送調整等支援システムにより、各都道府県経由により、全国の自治体が保有する物資を不足する箇所へ輸送するシステムが構築されており、災害時には町民一人一人が安心して避難出来るよう対応を図って参ります。

避難場所等については、崖崩れや洪水などの被害想定区域を考慮に入れた避難場所の指定、避難場所の開設となりますが、コロナ禍などで人数制限した避難に備え、町民の皆様にははんだんから親戚や友人宅の安全な場所に避難することも想定していただくよう、引き続き周知をして参りたいと考えております。

次に、4点目の、一宮川上流の瑞沢川、埴生川ののり面の竹等の伐採、堆積土の撤去をこの1年行っているが、今後の災害対策も含めた維持管理を町は県にどのように働きかけ、予算化を図るよう要望しているかとのことですが、千葉県では、令和元年10月の大雨による甚大な浸水被害等を踏まえ、一宮川流域における同規模の降雨に対して浸水被害の軽減を図る取組を鋭意実施しているところであります。

その対策の一つとして、現況河道の洪水流下能力を発揮させるために、竹木伐採、堆積土の撤去を行っており、昨年度、瑞沢川については、一宮川との合流点から上流に向かって右岸約2,820メートル、左岸約2,320メートルを実施しました。

また埴生川については、一部繰越事業になりますが、瑞沢川調整池付近から大下橋までの左岸側ですが、約640メートルを実施したところです。今年度も引き続き埴生川を上流に向かって集中的に竹木伐採、堆積土の撤去を実施していくとお聞きしているところであります。

ご質問のありました今後の維持管理についてですが、安全・安心かつきれいで良好な環境を保つため、昨年度に実施した瑞沢川については、千葉県に対し維持管理費の予算化に向け働きかけるとともに、地元である上市場区及び寺崎区にお願いし、草刈りなどの河川美化に取り組んでいただいているところであります。

しかし、今後は人口減少や高齢化が進み、地元での草刈り作業は困難な状況になっていくことは十分認識し、課題であると捉えております。

そのような状況を鑑みながら、竹木伐採、堆積土の撤去が完了した埴生川においても、継続した維持管理費の予算確保がなされるよう千葉県に要望していくとともに、出来るだけ早い時期に維持管理の方向性を決めるように働きかけますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、5点目のハザードマップの見直し状況についてとのことですが、現在の洪水土砂災害ハザードマップは平成30年に作成したものです。近年、想定を超える大規模な水害が発生しているため、想定し得る最大想定規模の降雨、いわゆる1,000年に一度の大雨を想定した中で作成することとなり、本町においても、現在更新作業を進めているところでございます。

更新内容には、雨量による浸水地域のほか、昨年度に作成しましたため池ハザードマップを盛り込んだ内容とする予定でございます。しかしながら、多くの情報を入れると見づらさが懸念されると思いますが、業務の委託業者は住宅地図の専門業者で、千葉県を始め全国各地において自治体のハザードマップの作成をし、ため池ハザードマップとの一体版についても数多くの実績があるため、町民の皆様が見やすいように、現在、他の例を参考に協議を進めているところでございます。

現在、校正から印刷、納品までの過程により、皆様にお届け出来るのは年度末になりますが、完成し次第配布をいたしますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

すみません、答弁の訂正をさせていただきたいと思っております。

先程、土砂災害防止法における地域指定の説明会で、平成25年度、平成26年度というところを36年度と言ってしまうので、26年度ということで、訂正のほどよろしくお願ひい

たします。申し訳ございません、よろしく申し上げます。

○議長（・関澄男君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） ありがとうございました。

1点目の対策について、8月8日は町長を始め職員の方が、危険を顧みながらも安全に、自分たちに事故がないように巡視され、それを報告し、対応したということで、大変ありがたいと思っております。

また、自主防災組織の件についても、今後、起こってはいけないんですが、家をなくされた方の一時住居を確保するというので、我々の地域でもコミュニティセンター等ありますので、そういったところも含めて考えていただければというように思います。

それから、一宮川水系の伐採関係、県に要望いただいておりますけれども、自主的にというか手を挙げて、地元の方々が人海戦術で草刈りを進めていると。本当に感謝申し上げたいと思いますが、このことが他の地域の方々にも広まっていくように、是非何かの機会に取り上げて、他の地域の方々にも意識化、作業出来るような体制を取っていただければ、睦沢町の千葉県における対策の一つのいい事例になるかと思っておりますので、積極的に協力していきたいと思っておりますので、アピールのほうもよろしくお願いいたします。

それでは、2回目の質問なんですけれども、令和元年の台風19号、関東地方に上陸した際の避難しなかった方が56%。それから、上の階に避難した人が24%、避難施設に避難した方が20%と聞いております。避難勧告指示によって呼びかけられて避難行動を起こさなかった方が多かったことに、この数字を見て驚きました。これらの結果を踏まえて、政府の作業部会は、災害時の避難情報の在り方を検討して参りました。

避難情報をめぐっては、気象警報と避難情報をひもづけた5段階の警戒レベルが導入されて、市町村はこの枠組みに基づいて、災害時の情報発信を行っています。しかし、避難勧告と避難指示が共に警戒レベル4に含まれており、その違いが分かりにくいことや、警戒レベル5の災害発生情報が出されても、住民の取るべき行動がはっきりしないなど様々な問題点が指摘され、平成31年3月に、次の点を変更されました。

一部、避難のタイミングを明らかにするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示を、避難指示に一本化。ただし、新しい避難指示には、これまでの避難勧告の基準で発表される。警戒レベル3の避難準備高齢者等避難開始が、高齢者等避難という名称になる。高齢者や障害者など、早めに避難が必要な人に伝わりやすくするということ。

このことにより、睦沢町は新たな住民への呼びかけをどのように進めているか。また、こ

れについてシミュレーションをされているかどうか、もしお答えいただければお願いしたいと思えます。

2点目、自主防災組織の編成及び運営には、各自治会によって進捗状況に違いがあることが分かりました。先進の上市場を見習って進めていきたいと思えますが、進捗状況の違いがなぜ起こるか。その原因の一つとして、各家庭、住民の防災・災害に対する関心、意識、訓練への参加の意識が低いということが一つの原因と思えます。

洪水土砂災害ハザードマップ、2019年3月に発行されましたが、既に隣の長南町は総合防災マップ、2021年9月、先日ですが、町広報で「防災について考える」を特別4ページにわたり町民に周知しております。睦沢町も今年度中に発行されるようですが、町民の意識は我が町、我が地区に発生しないとは図れない現状です。

そこで提案です。仮称睦沢町防災手帳を作成し、書き込み欄を設け、意識化を図り、マイ手帳として作成し、避難時に携帯、活用出来るよう予算化出来ないでしょうか、作成に。是非前向きに検討ください。

さらに、各種ハザードマップを国土交通省ホームページにデジタル化した重ねるハザードマップ、地震や洪水、土砂災害等、誰でも見る事が出来、水害から身を守る情報源として効果が期待されています。また、気象庁のハザードマップ、キキクルも、リアルタイムで警戒区域を知ることが出来ますので、睦沢町を離れていても、避難、移動の情報源となります。これらのことも、防災訓練や研修のプログラムに取り入れたら、自分の身は自分で守る行動に生かせると思えます。いかがでしょうか。

3点目、情報収集と情報発信における対策についてですが、災害発生時の情報収集、連絡体制の整備として、町では睦沢町地域防災計画50ページに、第2章予防計画、第3節災害活動体制の整備の3の(1)のアマチュア無線の確保についてですが、災害発生時におけるアマチュア無線活動を活用するため、あらかじめアマチュア無線局の開設者を把握するとあります。災害時における情報収集、連絡活動の協定をアマチュア無線クラブと結んでいるのでしょうか。

また、私の知る所では、アマチュア無線開局者は、本町では39名従事されていると聞いております。また、対策本部内に局免を取得され、本部の機器の点検整備を担当されていますか。迅速かつ正確な情報収集が、災害を未然に最小限に抑える一つと思えますので、不十分であれば体制整備をお願いしたいと思えます。

4点目、一宮川上流部の今後の対応について。先程申し上げましたように、県に強く要望

していただけるということではありますが、地球温暖化が進むにつれ、今日、各地で100年に一度に見合う降水量がここ5年、10年に一度記録され、土砂災害、洪水が発生し、甚大な被害をもたらしています。防災対策並びに国土強靱化対策が急がれます。

河川並びに排水路の断面積はそれほど変わりませんが、線状降水帯による降雨時間、地形の変遷による時間当たりの総流量、流速が大きく変わっています。また、竹の伐採時期を考え、出来るだけ竹林が少なくなるよう工夫していただきたい。

これらのことも踏まえ、環境保全事業と絡めて、新たな取組を計画するようにお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（・関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

4点ご質問があったかと思いますが、4点目の河川の整備について私のほうからお答えさせていただきます、1点目、2点目、3点目につきましては、今取り組んでいる事業等もありますので、防災担当の総務課のほうからお答えさせていただきます。

先程、議員のほうからお話をいただいたとおり、これから河川の整備については、人口減少や高齢化が進み、地元での草刈り作業は困難になっていく状況は十分認識しております。

先程お話しいただいたとおり、町全体で考えるべきではないかというお話がありましたが、まずは地域の方々にご相談をした中で進めていき、先々の計画として方向性を見いだしていけるよう、県とも相談しながら取りかかっていきたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

○議長（・関澄男君） 池澤行政管財班長。

○行政管財班長（池澤竜二君） それでは、命により酒井康雄議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、町は新たな住民への呼びかけはどのように進めていますか、またシミュレーションはしてみましたかについてですが、呼びかけにつきましては防災行政無線やホームページ等で情報を発信して、注意喚起から、自主避難所の開設などの情報を発信しております。避難所の情報などは、テレビの防災テロップにて情報が確認出来るよう対策をしております。

また、水害、土砂災害の防災情報の伝え方ですが、警戒レベルが5段階から4段階に変更になり、広報むつざわ等で掲載しておりますが、警戒レベルごとでの行動を示した拡大版を作成いたしまして、各区長にお願いし、集会所やコミュニティセンターなどへの掲示をして

いただくよう依頼をしたところであります。

シミュレーションにつきましては、現在、睦沢町地域防災計画の見直しをしている状況ですが、防災担当課である総務課ではあらゆる情報を活用し、事前に気象庁銚子气象台等の情報を収集しながら、警戒レベルの情報を発信して参ります。

2点目の、(仮称)睦沢町防災手帳を作成し、書き込み欄を設け、避難時に活用出来るマイ手帳とのことですが、今年度新たに作成をしておりますハザードマップは毎戸に配布させていただきますが、ご家族の連絡先など情報を記入出来るよう設けてございます。

また、毎月25日は町民防災の日と定め、防災行政無線で周知しておりますので、ハザードマップをご覧いただき、防災対策に日頃から取り組むよう、自ら災害に備え、ご自宅やご近所、お住まいの地域や避難所までの経路を確認していただきますよう推進して参ります。

今後は、防災手帳の作成に当たっては、災害時で活用出来る、また避難所でも使用出来るような形での作成については、今後検討して参ります。

3点目の、アマチュア無線局の開設者を把握しているかとのことですが、本町では平成27年7月29日に、睦沢防災アマチュア無線ボランティア連絡会と、災害時の情報収集等に関する協定書を締結しております。

締結当時に、数名によるアマチュア無線の開設者と協議を行い、公衆通信網、そのほかの手段による通信連絡が困難または不可能な場合で、災害情報の収集、伝達上必要と認めるときは、協力要請をすることが出来るということになっております。

当時では、平成27年度でございますが、開設局者は38名と把握しておりますので、今後は防災訓練を通しまして体制の構築に努めて参りますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長(・関澄男君) 酒井康雄議員。

○4番(酒井康雄君) ご答弁ありがとうございました。前向きに進められているところを感じ取っております。

町長の回答の中に、一宮川水系の件ですが、町全体で行うのはまだ時期尚早で、これから徐々に各地区ごとに意識が高まっていくのを待ってというような感じに受け取れました。

その中で、一つ工事に関わることでお聞きしたいと思います。総延長4,000メートルですかね、4キロ近く、右岸、左岸、合計するとあるようですけれども、一遍に出来るわけではないので逐次行っていくんですが、一つ竹の習性として、やはり雨量の多い時期、植物が繁茂する時期に竹を切ってもまたすぐ出てしまうと。ご覧いただければ分かりますが、河川

の伐採したところの状況がほぼ同じ時期でも大分違う。地盤の違いもありますし、土壌の違いもありますし、そこに生えている竹の種類によっても違いますけれども、2度、3度と刈るよりも一遍に刈って、そして次の竹木が出にくい環境のときに刈ったらどうか。洪水対策も含めて、その時期を考えなければいけないということもあるかと思えますけれども、その点も今後、作業する上で考慮いただければというように思います。

それから、町民の意識化について、逐一触れていきたいということでもありますので、リアルタイムで流せる情報は流して意識化を図っていくことが、町民100%だとは言いませんけれども、徐々に防災に対する意識が高まり、避難訓練を実施すると出席率のパーセントが上がって来るとか、大きな災害が起こったときに、睦沢町では最小限に被害をとどめた、人災がなかったというようなデータが出て来るようなところがあればうれしく思います。

最後に、先程もありました防災計画の中に、我々睦沢町議会としても災害対策本部設置要綱というのが記載されています。私たち睦沢町議会も、地震や土砂災害や洪水等の災害が発生したときには対策本部を立ち上げ、復旧活動や避難所運営に協力する所存であります。そして、住民が安心して安全に生活出来るよう、災害被害に対応出来るよう注視して参ります。

災害に強い睦沢町の構築のため、さらに一層のご努力をお願いしたいと思います。

私の一般質問を以上で終わりにします。

○議長（・関澄男君） よろしいですか。

最後は要望でありますので、お聞きしたいと思います。

それでは、以上で、4番、酒井康雄議員の一般質問を終わりたいと思います。

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（・関澄男君） 次、9番、田邊明佳議員の一般質問を行います。

田邊明佳議員。

○9番（田邊明佳君） それでは、通告順に従い質問させていただきますが、先程の酒井議員と防災の面に関してはかぶるところもございしますが、複数の議員からの質問ということは、それだけの重要事項だということ、町部局には覚えておいていただきたいと思えます。

それでは、質問いたします。

一つ目、6月11日に小此木防災担当相、丸川男女共同参画担当相が、災害対応に女性の視点を取り入れるよう、全国の自治体に求めるメッセージを公表しました。

メッセージでは、人口の51.3%を占める女性の声が災害対応に反映されないようでは、子

どもや若者、高齢者、障害者等の多様な方々の声に応えることが出来ないと言われ、要配慮者対応においても、女性と男性で受ける影響やニーズへのきめ細かな対応が重要とされています。

また、防災・減災、災害に強い社会の実現には、女性が防災の意思決定過程や現場に主体的に参画し、女性と男性が受ける影響の違いなどの十分配慮された災害対応が行われることが重要だとされています。

6月16日に策定された女性活躍・男女共同参画の重点方針2021においては、地方防災会議における女性登用の加速や、地方公共団体の防災・危機管理担当部局への女性の参画拡大が盛り込まれています。

以前から女性の登用などは発言して参りましたが、防災における女性の登用、女性視点の防災を町はどう取り組んでいるのかお聞かせください。

二つ目、大雨による災害が激甚化、頻発化しています。このコロナ禍の中での避難所におけるコロナ対策は万全でしょうか。

令和2年6月8日付、内閣府、消防庁、厚生労働省連名通知の新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設運営訓練ガイドラインがありますが、濃厚接触者や発熱者への対応、濃厚接触者、発熱者、健常者の各スペースの確保、生活ルールの策定など、ガイドラインに沿って避難所の開設が出来るようになっていきますでしょうか。また、先日の大雨ではそういう対策を行ったのでしょうか。

三つ目、2019年の台風被害時に電力供給、温水提供などで地域貢献した道の駅ですが、町ホームページを見ますと、災害時における道の駅の役割について、周知が十分でないように感じます。一般質問の通告時には分かりにくく、広域避難場所であることを硬い文章に紛れて町ホームページに掲載されておりましたが、現在は改善され、比較的分かりやすく掲載されています。

ですが、道の駅は営業している店舗でもあり、運営は町ではありません。その中で、災害時に避難所としてどの程度機能するのか、また収容箇所はただ道の駅と記載されておりますが、あの広大な敷地のどの場所なのかははっきりしません。道の駅近くの区の住民の方は、本当に行っているのかと私も聞かれましたが、災害時に避難所としてどう機能するのか、受入れ体制など、もっと周知してもいいのではないのでしょうか。

四つ目、町は睦沢町地域防災力向上計画において、防災は自助の取組を重視し、高齢化の問題も鑑み、避難所や自主防災組織の対応能力の向上が必要としていますが、現状はどうで

しょうか。

ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（・関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、田邊明佳議員のご質問にお答ををいたします。

初めに、1、防災についての1点目、町が災害対応に女性の視点を取り入れる取組についてのことですが、議員ご承知のとおり、第5次男女共同参画基本計画において女性委員の登用について掲げており、市町村防災会議の委員については早期に15%とし、さらに30%を目指すこととしております。

本町の災害対応の要である防災計画を始め、案件を議題とする防災会議委員の女性の割合は、現在24名のうち4名が女性であり、17%を占めている状況であります。

今後は、女性の視点も取り入れるため30%を目指し、関係団体、また町の職員等、女性委員の登用について推進するなど、災害対応に対する女性の視点をさらに取り入れるよう努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2点目の大雨による災害が激甚化、頻発化しているが、避難所におけるコロナ対策は万全かとのことですが、議員ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の対策を講じた防災訓練を昨年度に実施し、避難所での収容人数を検証したところであります。

避難所については、従前に想定されていた収容人数の3割から4割程度まで減少することが確認され、国が推奨している、事前に親戚や友人宅の確保や車中泊等についても周知をしたところがございます。感染対策といたしましては、コロナ対応の臨時交付金を活用し、スポットクーラーやパーテーション、消毒液などを整備いたしました。

コロナ対策を講じた避難所運営は全国的に課題となっており、町としましても大きな課題の一つであると認識をしているところであります。

先日、大谷木区にある東伸産業株式会社との物資及び駐車場の一時利用の災害協定を始め、既に協定を結んでいる町内3箇所のゴルフ場など、広い敷地を有する企業の皆様にご理解をいただきながら、町民皆様が避難出来る箇所を選定しておりますので、併せてご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、3点目の災害時における道の駅の役割について、周知が十分でないのではとのことですが、議員ご承知のとおり、2019年に千葉県に甚大な被害をもたらした台風15号等により、本町においても長期的な停電が発生したところであります。その際、天然ガスによる自家発電が稼働し、施設の継続運営によって温水の提供を行ったことで、テレビや新聞、ラジオな

どで大きく報道されたところであります。

災害時には防災拠点施設として地域貢献が可能であることから、今後もより一層災害に強い道の駅の周知を推進して参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、4点目の睦沢町地域防災力向上計画における自助の取組等に関する状況はどのことですが、これも議員ご承知のとおり、本計画は平成27年から31年までの5か年計画とし、災害時における自助の取組を強化するため、自主防災組織のさらなる推進に取り組んで参りました。

防災活動に必要な資機材の配布、地域の防災リーダーとして、災害対策コーディネーター養成講座や防災研修会の開催など、様々な取組を実施しております。

各自主防災組織における防災活動力はさらに向上したものと考えておりますが、今後も引き続き自助または共助の強化を推進するため、取り組んで参る所存でございます。

さきの酒井議員一般質問のご答弁と重なるところもありますが、各自主防災組織や民生委員、災害対策コーディネーター等の各団体が連携した体制を構築し、町全体が一丸となってさらなる防災力の向上に努めて参りますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

○議長（・関澄男君） 田邊明佳議員。

○9番（田邊明佳君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、1番目から、女性の防災会議への登用の現状は17%ということで、国の方針としては令和7年までに30%ということではございますが、まず町としてはどれだけを目安にしているのか、そういったことをお聞きしたいと思います。

また、さらに女性視点の防災の取組等を進めて参りたいと思っておりますとおっしゃっていましたが、現状はどれだけ進んでいるのか、具体的にお願いたします。

二つ目、以前の訓練で検証したところでございます。それはそれで結構なんですけれども、今回、町全体の避難訓練を緊急事態宣言により取りやめたということで、ですがやっぱりこれまでにないことではありますし、コロナがプラスされることによって、今まで準備して来たこと、そういった確認の意味も込めてやってもよかったのではないかなと思うんです。

あと、自主防災組織とも絡むんですけれども、収容人数に空きがなくなるので、親戚の方や安全なところに行っていただきたいと、そうおっしゃってございましたけれども、訓練をすることによって誰がどういった動きをするのか、そういった検証にもつながったんじゃない

かと私は思うんですけれども、どうでしょうか。

前回やったということで、それでしたらもう町としては、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設運営訓練ガイドライン、それに即した避難所開設等、そういったものがもう出来ているという解釈でよろしいでしょうか。

あと、検証によると3割から4割減ということですが、町のホームページには、町の指定緊急避難所の収容人数は2,895人、指定避難所の収容可能人数は2,844人とありますけれども、はっきりとした何割減になるかという数字、このままの数字でいていいのかなという疑問も私はありまして、行ってみたら入れなかったということも起こり得るわけですね。ですから、通常から自主防災組織なり町の周知なりで、どうしたらいいのかと考えることをしていただいたほうがいいのかなと思うんですけれども、周知、道の駅に周知が足りていないのではないかという質問をするに至った理由が、町のホームページにおいて、災害時における行動についての情報になかなか、私、たどり着けなかったんですね。先程、1番目の質問でも言ったんですけれども、まず避難所がどこかというのがはっきり出て来なかった。通告した後に直っていたんですけれども、それは素早い対応だなと感心したんですけれども、町ホームページを見ますと、お堅い文章であるとか計画であるとか、ふだんの町民の日常生活に何ら関係もないそういった情報があふれていて、本当に欲しい、町民の皆様が欲しい情報がなかなか見つからない、そういったように見受けられるんですね。

道の駅のことにしたってそうです。営業していますし、本当に何かあったときに行っているのかしらと思いますよ、普通に。どういった状況下において行っているのか、それどこに、その広大な道の駅の中でどこに行けばいいのかとか、やっぱりそこら辺はきちんと周知したほうがいいと思うんですよ。もっと分かりやすく、住民の皆様方が欲しい情報をホームページから取れるように工夫すべきだと思うんです。

もちろん、ホームページだけではなく、ホームページから取れないお年寄りとかもいらっしゃいます。ですが、先程、私に言ったお年寄りのように、もうどうすればいいのか分からないと。それは自主防災組織が機能していないということもあるし、周知が行き渡っていない、町が周知したつもりになっても行っていないということだと思うんですね。そこら辺は改善すべきだと思うんです。そこら辺をどうしていくのか、お考えをお聞かせください。

また、あと自主防災組織ですね。はい、これについては何度かも、何年も質問させていただきました。そして、見たところ、そんなに進んでいない。どこがどう進んでいるのか、町としてはいつも進んでいますと言っていますが、どのあたりがどう進んでいるのか、私には

さっぱり見えません。

だから、そこら辺をまた改めて質問させていただいたんですけれども、資機材の配布と、コーディネーター等を育成していますといっても、末端までそれが届いているのかどうか、資機材もどういったときにどう使うのかと、多分話し合いをしていないところもあると思うんですよ。ただもらったから置いておこう、そういったところが多いと思います。

あと、コーディネーターさんも果たして機能しているのかどうか。機能するように、町のほうが道筋をつけるとか、そういったことをすべきじゃないでしょうか。

前々から、自主防災組織については、自主防災組織に任せるだけでなく、ある程度町が色んな問題点なり洗い出した中で投げかけて、考えていただいて、自分たちで自分たちを助ける努力をしていただくという、そういった方向がいいと私は思っているんですね。だから、そういった動きがきちんとされているのかどうか、それをお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（・関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

大きな点については私のほうで、漏れがあるようであれば、担当課のほうから細かなところは答えさせていただくようにしたいと思います。まず1点目の、女性の令和7年度までの30%という部分であります。確かに現状17%で、国の示している15%をクリア出来ているからということで甘えることなく、ここについてはさらなる女性の視点を取り入れるよう努めて参っていきたいと思っておりますので、計画性を出して、どうやって令和7年までの30%につなげるかをお示し出来るようにしたいと思いますので、よろしくお願いをします。

それと、コロナ禍での収容人数であります。現状、3割から4割まで減少するという実態を検証したところであります。

まだ、実際に避難所を開設するときに、1人当たりの面積の感染症対策を講じた部分までの災害が、今の段階ないので、実際設置は出来ておりませんが、設置要綱、コロナの感染対策を講じた実証は行っておりますので、どの段階で感染対象の避難所を設けるか、町の中でのしっかりした基準をこれも設けたいと思っております。

また、周知の部分であります。先程来、話をしています防災アプリを今進めているところであります。そこにどのようにリンク出来るか分かりませんが、町の情報が一目で分かるように精査をしていけたらというふうに考えております。

実際、自主防災組織についても、本来この12日に上市場をモデルケースとして、各地区に

伴った自主防災組織の構築に向けて、今回、防災訓練の中で、各地区では資機材の確認をした中で、自主防災組織の構築をお願いする防災訓練でありました。実際、コロナの宣言が延びたことによって、その日には出来なくなりましたが、各地区で進めていただきたいと強く要望しておりますので、町と各区で連携が取れるようになるように感じておりますので、そこら辺はしっかり見守りながら、またご意見をいただけたらと思っております。

あと、漏れがあるようであれば担当課のほうから、数であったりお話をさせていただきますが、何よりも民生・児童委員、そして近所の方、親戚の方と連携を取ってというのは、今まで個人情報の観点からなかなか、一人で暮らしている方の、災害時に要は一人では避難出来ない方の情報を共有することが出来ないところから、なかなか前に進まなかった点もありますので、そこら辺は自主防災組織の中で、各地区の中で民生委員さん、また区の役員さん、そして地区のリーダーになる方々と情報を共有した中で、しっかりと自主防災組織のつくり込みをしていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（・関澄男君） 池澤行政管財班長。

○行政管財班長（池澤竜二君） それでは、命によりまして田邊明佳議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、防災訓練のお話でございましたが、コロナ禍における感染対策の状況について、避難所の運営訓練につきましては、令和2年度に中央公民館、ゆうあい館とk i tみずさわの体育館、また睦沢小学校の体育館につきまして、実際にパーティションを引いた中で、どれほどの人数が避難出来るかという検証を行いました。

また、今年度につきましては、先程、中止ではないんですが12日、今度の日曜日でございますけれども、今度は農村環境改善センター、またこども園等におきまして、新たな避難所の開設出来るという訓練を行いたいと思っております。

また、自主防災組織の体制につきましては、こちらについては本年1月でございます、区長会と民生・児童委員さん、またコーディネーターの方々と相談いたしまして、配慮者についての相談のほうをさせていただいております。

続いて、また道の駅の避難に関しましては、一応、避難所のことで指定はしております。その開設に当たっては、町から要請いたしまして、本町職員の指示によりまして避難する場所について、つどいのハコとはなると思いますが、その辺についても協議を重ねて、皆様に避難する情報を伝えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（・関澄男君） 田邊議員。

○9番（田邊明佳君） ご答弁ありがとうございます。

女性登用の件でございますが、基本的に男性と女性は似て非なる生き物でございます。女性の地位向上とかではなく、男性には男性にしか分からないことがありますし、女性には女性にしか分からないことがあります。こうして国が言っているということは、被災地でそういった不具合があり、対応せざるを得ないということです。そういった点からも早急に登用の拡大をすべきではないかと私は思います。

担当の方から答弁がございましたが、やったのは分かるんですけども、運営訓練ガイドラインに即した十全なものだったんですかとお聞きしました。

また、パーテーションとかを広げて検証しましたということではありましたが、男女共同参画局の、令和2年5月に出された男女共同参画のガイドラインの視点からの、基づいたものなのかどうか、防災復興ガイドラインですね、それに基づいたものなのか、お聞かせください。

あとは、自主防災組織でございますが、上市場はモデル地区とおっしゃっていましたが、先進的ないい自主防災組織なんだろうかと、私は知りませんが、そうなんだろうと思いますけれども、今まで個人情報とか言っていらっしゃいましたけれども、もともと隣組とかそういったところがあるんですから、そういったところを大いに活用して話し合っていていただくとか、そういったことを各自で取決めしていただくとかしていただいてもよかったですのではないだろうかと思うんですけども、なぜこんなに時間がかかっているのか。ちょっとそこら辺が私は分からないのですけれども、例えば瑞沢地区では、おっしゃっていましたが、けれども土砂崩れが多くて、避難するのも苦労するだろうという場面も考えられますし、川島地区は、以前から私も申し上げていましたけれども、氾濫した場合、どうやって避難していくのか、そういったことも決めなくてはいけない。

あと、車中泊のこともおっしゃっていましたが、そういった問題もありますし、ペット連れでなければ行けないという方ももちろん、多分そういった方は多いと思うんですよ。そういった方々をどうしていけばいいのかという話もしなければならぬ。

自主防災組織の避難場所がない地域ってありますね。あるんです、何箇所か。自主防災組織が避難場所に出来ない。集会所なりなんなりがあるところが何箇所か確かあったはずなんですよ。地元にもあります。だから、そういったところの人たちはどうするのか、早急に考えていただかなくてはならない。

だから、モデル地区を見て参考にするのはいいんですけれども、そういった問題点を洗い出した中で、町が各自主防災組織に投げかけていくというのも、早く進めていくのに有効な手ではないのかと私は思うわけでございます。ほんの一例ですけれども、各地区の実情に沿った問題を投げかけるだけでも、防災としては強くなるんじゃないかなと私は思います。

また、当事者から聞いたのですけれども、大雨の際に避難勧告が出たから避難所に行ってみたら、まだ開いていなかったと、そういったお話があったんですけれども、何らかの行き違いがあったのかどうかは知りませんが、やっぱりそういった点の、住民の安心を得るという点でもそういったスピード感、それは必要なんじゃないでしょうか。

言い残したことはありますか。

以上です。

○議長（・関澄男君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、3回目のご質問にお答えをさせていただきます。

忘れないうちに、開設をしていなかったんじゃないかというのが、私の中での報告の中で上がっているのは改善センターを開設しますというところで、公民館に行かれた人がいたということで聞いているので、そこら辺の周知の悪さでそういった不手際をしてしまった可能性もありますので、そこはしっかりと周知をしていきたいと思っております。

また、先程、ペットを連れて避難をされる方等のこともこれからは大きな課題になって来るわけですが、先程話したとおり、大きな駐車場を持っている会社とは協定を結んでおります。しかしながら、協定を結んでいることに満足をしてしまって、もっと細かな点を決めていかなければいけないところがここであるとしっかりと認識が出来たので、そこら辺は細かな協定を結んで、また道の駅については、つどいのハコ部分だけでは何人もの収容が出来ないと。また、どういった段階までいったら施設を開放していただけるのかとか、そこら辺の細かなところが住民に分かりやすいように、しっかり分かるように、これから作り込みをしていきます。

遅いと言われ、今進めています、ハザードマップをお配り出来るまでにはしっかりと作り込んで、皆様方に周知を出来るように取りかかっていたいと思っておりますので、ご意見、またご協力、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（・関澄男君） ご苦労さまでした。

これもちまして田邊明佳議員の一般質問を終わります。

ここで、午前中の部を終わりまして、午後1時まで暫時休憩にしたいと思います。再開は、13時に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

(午前 11時58分)

○議長（・関澄男君） それでは、時間になりました。午前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎承認第1号～議案第3号の一括上程、説明

○議長（・関澄男君） 日程第4、承認第1号 令和3年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてから、日程第7、議案第3号 令和3年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

職員に議案の一部朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（・関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

平山企画財政課長。

○企画財政課長（平山義晴君） 承認第1号 令和3年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

本補正は、令和3年8月8日の台風10号において被害を受けた道路及び農業用施設等に係る経費であり、補正額は874万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ33億7,664万2,000円といたしました。

初めに、歳出についてご説明いたします。

10款1項公共土木施設災害復旧費は、町道等ののり面崩落や倒木撤去などに係る経費を計上いたしました。

10款2項農林水産施設災害復旧費は、水路ののり面崩落による測量委託料及びやすらぎの森駐車場側ののり面崩落による工事費を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

20款繰入金は、一般財源の不足分について、財政調整積立基金からの繰入れにより調整いたしました。本件につきましては、災害対応であり早急な対応が必要なことから、議会を招

集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年8月16日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（・関澄男君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 議案第1号 睦沢町手数料条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正がされ、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとし明文化されました。

これに伴い、現在本町で徴収しているマイナンバーカードの再交付に関する手数料については、地方公共団体情報システム機構が徴収することとなりました。同機構と町が委託契約を結び、再交付手数料を預かり、地方公共団体情報システム機構へ支払うこととなります。

これに伴い、睦沢町手数料条例別表中第28号を削るものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（・関澄男君） 平山企画財政課長。

○企画財政課長（平山義晴君） 議案第2号 令和3年度睦沢町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

本補正予算は、709万1,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ33億8,373万3,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

各款に係る全体的なものといしましては、本年度の人事異動等に伴う人件費の補正であります。

人件費以外の補正につきましてご説明いたします。

2款1項は、地方公務員法の一部改正に係る定年延長に伴う新制度支援業務委託料、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による個人情報保護制度の見直しに伴う例規等作成業務委託料、電気自動車購入に伴う自動車損害保険料、国のインフラ長寿命化計画の見直しに係る公共施設等総合管理計画改定業務委託料、小・中学校のコンクリート性状等を調査するためのコンクリート調査業務委託料を追加いたしました。

なお、定年延長に伴う新制度支援業務委託料及びデジタル社会の形成を図るための例規等作成業務委託料については、法改正により条例、規則等の改正や整備等、継続的に整備が必要であるため、2か年度の継続費を設定して計上いたしました。また、空き家利用推進のため、空き家利用促進事業補助金を増額いたしました。

2款5項は、経済センサス調査に係る調査票の回収について、回収率向上を図るため、調査員報酬を増額いたしました。

4款1項は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、令和3年10月分以降に係るコールセンターの委託料及びワクチン移送業務委託料等に係る経費を追加いたしました。また、新型インフルエンザ予防接種の接種履歴について、国の中間サーバーに登録出来るようにするためのシステム改修委託料を追加いたしました。

5款1項は、環境にやさしい農業推進事業補助金により、岩井第二営農組合へ自走式草刈り機を購入するための補助金を追加いたしました。また、多面的機能支払交付金については、協定面積により決定される県からの交付決定に伴い減額をいたしました。

6款1項は、観光地域づくり育成支援事業補助金で、滞在・体験型の新たな観光商品開発の事業について補助金を追加いたしました。

7款1項は、地籍調査事業に係る県からの交付決定に伴い減額をいたしました。

7款2項は、上市場・関戸線の道路改良工事に係る調査設計委託料を、国からの交付決定に伴い追加いたしました。

7款5項は、移住・定住促進等を推進するための住宅リフォーム補助金及び住宅取得補助金で、申請件数が当初見込みより増えたことに伴い増額をいたしました。

9款1項は、新しいICT環境における研修の実施、オンラインによる家庭学習の実施に関する支援等を行うため、GIGAスクールサポーター業務委託料を追加いたしました。

歳入につきまして、国・県支出金は各歳出の特定財源とし、繰入金は財政調整積立基金の減額、介護保険特別会計繰入金は令和2年度一般会計と令和元年度長生郡市広域市町村圏組合負担金の精算に伴う増額であります。

町債の土木施設整備事業債は、社会資本整備総合交付金、交通安全対策事業に係る道路改良のための財源として追加し、臨時財政対策債は発行可能限度額が確定したため確定額を計上いたしました。

また、一般財源は、財政調整積立基金の減額により調整をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（・関澄男君） 吉野健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（吉野栄子君） 議案第3号 令和3年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

本補正予算は、1,915万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8億9,496万7,000円といたしました。

内容について、歳入からご説明いたします。

9款繰越金は、前年度の精算に伴い、国、支払基金、県及び町への返還金として、合わせて1,915万円を追加いたしました。

歳出につきましては、5款1項償還金及び還付加算金では、前年度の精算に伴い、国、支払基金及び県への返還金として、合わせて695万1,000円を追加いたしました。

3款繰出金では、前年度の精算に伴い、一般会計への繰出金1,219万9,000円を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（・関澄男君） ご苦労さまでした。

ここで、お諮りいたします。

ただいま議題といたしました承認第1号 令和3年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてから、日程第7、議案第3号 令和3年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの審議は、議会運営委員会で決定のとおり、本日はこれにとどめ、質疑等は後日の日程としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（・関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から議案第3号までに關する質疑等は、後日の日程とすることに決定いたしました。

◎認定第1号の上程、説明、審査報告

○議長（・関澄男君） 日程第8、認定第1号 令和2年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（・関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 認定第1号 令和2年度睦沢町一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、かずさ有機センター特別会計及び後期高齢者医療特別会計決算の提案理由を申し上げます。

まず、令和2年度普通会計の決算状況などから見ました本町の財政状況について申し上げます。

財政状況を示す指標のうち、経常収支比率は86.0%で、前年度比6.1ポイント減少しております。

主な理由といたしましては、算定分母に当たる地方交付税額が増となったことや、消費税増税による地方消費税交付金の増など、経常一般財源が増額したことによるものです。

健全化判断比率につきましては、実質公債費比率で0.5ポイント増の5.5%、将来負担比率で7.2ポイント減の43.4%となりました。

令和2年度末の基金残高は、財政調整積立基金を始め、特定目的基金からの取崩しはあるものの、教育施設整備基金等への積立てにより、基金全体の年度末残高は前年度比1.51%増の19億1,568万6,319円となりました。

また、町地方債残高は、一般会計、特別会計を合わせると34億436万5,781円となり、これに債務負担行為に係る支出予定額15億2,293万6,000円を加えると、町全体の債務は49億2,730万1,781円となり、前年度比3.94%の減となりました。

令和2年度の各種財務指標は健全財政を堅持しています。しかしながら、依然として依存財源の占める割合が高いことから、財政基盤が安定しているとは言い難いため、引き続き持続可能な健全財政を運営するためにも、適正な基金の積立て、その他財源の確保、歳出の縮減は必要であると考えております。

このようなことから、引き続き限られた財源の中でめり張りのある財政運営により、住民福祉向上に向け取り組んで参ります。

以上、財政状況について述べさせていただきました。

続いて、会計別に決算の概要をご説明いたします。

最初に、一般会計決算についてご説明いたします。

決算規模は、歳入総額47億2,898万7,128円、歳出総額45億6,628万3,509円となり、形式収支は1億6,270万3,619円となりました。

また、令和2年度で繰越明許を行いました。新型コロナウイルスワクチン接種事業、地籍調査事業、社会資本整備総合交付金での舗装補修事業、特定地区公園事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により実施する事業の2億9,422万円と、事故繰越をしたむつぎわスマートウェルネスタウン拠点形成事業の82万5,000円を合わせ、2億9,504万5,000円を翌年度へ繰り越しいたしました。

よって、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源899万2,000円を控除した実質収支は1億5,371万1,619円となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額49億7,365万4,953円に対し、収入済額は47億2,898万7,128円、収入割合は95.08%でありました。

不納欠損額は、町税で364万6,867円を処分いたしました。前年度に比べて329万591円減、前年度比47.4ポイント減となりました。

収入未済額2億4,102万958円は、町税の町民税、固定資産税、軽自動車税のほか、使用料、国庫支出金、県支出金、財産収入、諸収入であり、国庫支出金、県支出金につきましては、令和3年度への繰越財源であります。

1款町税は7億6,442万6,846円で、2,876万3,127円の増、前年度比3.91%増、歳入総額に占める構成比は16.16%でした。徴収率は、休日徴収及び夜間徴収や茂原県税事務所との共同催告の実施により、94.45%と前年度比0.63ポイントの増となりましたが、引き続き徴収率の向上に努めて参ります。

6款法人事業税交付金は、税制改正により令和2年度から新規に創設された交付金で、県から法人事業税の収入額に7.7%、令和2年度は3.4%を乗じて得た額が、市町村に対し従業者数で案分して交付されるものであります。

12款地方交付税は13億7,623万2,000円で、1億4,908万1,000円の増、前年度比12.15%増、歳入総額に占める構成比は29.10%でした。

16款及び17款国・県支出金は15億3,758万7,319円で、総務費で地方創生事業に活用された地域住民生活等緊急支援のための交付金、民生費で特別定額給付金給付事業補助金、児童手当負担金、身体障害者福祉負担金、児童福祉費負担金、農林水産業で地域資源の適切な保全管理の推進のための多面的機能支払交付金、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金、土

木費で防災安全事業、住宅助成事業、地籍調査事業補助金などが主なものであります。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、新型コロナウイルス感染症に係る経費に充当いたしました。

18款財産収入は、土地建物貸付収入、パークサイドタウン土地1件の売払い収入が主なものであります。

19款寄附金は、ふるさと納税の234件分と一般寄附4件であります。

20款繰入金は、主に基金からの繰入れで、財政調整積立基金、地方創生事業等に充当したふるさと創生基金、福祉タクシー事業に充当した福祉振興基金、農業機械等の購入に充当した農業活性化推進基金が主なものであります。

22款諸収入の主なものは、学校給食費、こども園給食費、水道事業本復旧工事負担金、国土強靱化地域合同計画策定業務負担金、千葉県市町村振興協会交付金であります。

23款町債は、臨時財政対策債のほか、むつみニュータウン污水管改良工事に係る一般廃棄物処理事業債、社会資本整備総合交付金を活用する工事等に係る土木施設整備事業債、G I G Aスクール構造推進事業の整備・工事に係る文教施設整備事業債、年度途中の減収に対し減収を補填するための特別の地方債である減収補填債の借入れを行ったことによるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額49億4,724万6,000円に対し、45億6,628万3,509円の支出で、92.3%の執行率となりました。予算現額から翌年度繰越額2億9,504万5,000円を差し引いた執行率は98.15%となります。

主たる事業について、第1期睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた4つの政策分野とその他の取組の実施状況を中心にご説明いたします。なお、本計画は1年延伸したことにより、令和2年度が計画の最終年度となります。

政策分野1「睦沢で暮らし続けることのできる安定した雇用を創出する」の次世代につながる活力ある農業の再生と活性化で、ふるさと納税につきましては、むつざわ米を中心に、例年ご支援をいただいているリピーターの方々とのつながりに重点を置き、町のPRを実施いたしました。

また、さらなる寄附の獲得や町産品のPR拡大を図るため、本事業を運用事業者への委託するための準備を行い、翌年度に向けた新たな返礼品や運用方法の検討を行ったところであります。

また、農村環境保全として、多面的機能支払交付金事業及び環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、農業が有する多面的機能が十分発揮出来るよう、地域協働による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理や、生物多様保全等に効果の高い環境に優しい農業を目指し、かずさ有機センターのたい肥を水田に使用することで、資源循環型農業と環境保全の推進を図りました。

政策分野2「睦沢への新しいひとの流れをつくる」の若い世代が暮らしたい・暮らし続けられる居住環境の創出では、コロナ禍において、安全で快適な環境を提供し、本町での魅力的な未来の暮らし、新しいライフスタイルを実現するため、オンライン診療等の未来型地域サービスの検討や、リビングシフトの検討、移動支援サービスの検討を進めました。

また、町の地域資源を有効活用し、関係人口の拡大や移住定住の促進を図るため、未来ラボをむつぎわふるさと応援隊に任命し、地域資源を活用した関係人口の拡大を目的とするイベントの開催、移住定住サポートサイトの運営など、町内外に様々な情報発信を行いました。

また、道の駅や総合運動公園など町内に点在する地域資源を有機的に結びつけ、睦沢の魅力を発信するためのプロモーションツールの作成、さらには町内の交通弱者への取組として、町民主体によるボランティアグループ、くらしの足むつぎわの本格運用までの支援を行いました。

スポーツ・レクリエーションや豊かな自然を生かした観光・交流人口の拡大では、町民の活動・活躍の場、各種スポーツ・健康増進や憩いの場、さらにはスポーツツーリズムにも寄与出来る多目的広場の整備を行うため、地盤調査や敷地造成を実施し、事業の促進を図りました。

政策分野3「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の安心して出産・育児が出来る環境づくりは、子育て世代包括支援センターを開設し、育児に必要な情報提供、専門職による育児相談や訪問指導、助産婦による訪問型の支援等により、妊娠初期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症の経済対策として、子育て世帯への臨時特別給付金事業に加え、町独自の応援給付金として3万円を上乗せし、子育て世帯に対し生活支援の給付を行いました。

また、保護者の経済的負担の軽減を図るため、高校3年生までの医療費、中学3年生までの小児インフルエンザ予防接種費用、病児・病後児保育利用費、不妊治療医療費、妊婦一般健康検査費用、ひとり親家庭への医療費等の助成を行いました。

仕事と子育てが両立出来る環境づくりでは、こども園において、コロナ禍での感染拡大防止のため検温・消毒を徹底する等、あらゆる対策を講じながら、仕事をする保護者の保育ニーズに応えるため、引き続き保護者の就労実態に応じた時間外保育の実施や預かり保育を実施するなど、多様化する保育ニーズに対応するきめ細やかな支援の充実に努めました。

また、放課後児童クラブについて、令和2年度より町ふれあいスポーツクラブに委託を行い、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図りました。

政策分野4「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の小さな拠点形成、コンパクトビレッジ・プラス・ネットワークの構築では、むつざわスマートウェルネスタウン、道の駅、つどいの郷を、産業・健康・防災・観光等の地域拠点とし、さらなる利便性の向上を図りました。

新型コロナウイルスの影響により、施設の一部休業が余儀なくされましたが、令和2年度の来場者数は約50万人となりました。今後も町民がより利用しやすい施設になるよう努めて参ります。

少子化に対応した学校教育の適正・活性化と生涯学習の充実では、現行の学校施設の老朽化への対応や園小中一貫教育を推進するための検討資料として、学校施設整備基本構想を作成しました。今後は、この検討資料を活用しながら、小・中学校の校舎等の状況把握及び町財政との均衡を図るための方策について、町民や議会の意見を尊重しつつ、学校建設を進めていく上での様々な要件を整理しながら、先に進みたいと考えております。

学校教育の適正・活性化では、令和2年度から6年度までの5か年を計画期間とした睦沢町教育振興基本計画の周知を行い、園小中一貫教育基本方針を踏まえ教育の推進を図りました。また、睦沢町学校運営協議会に新たに中学校が参画し、小中連携を図りながらコミュニティ・スクールの充実を図りました。また、国のGIGAスクール構想に基づき、小・中学校1人1台のパソコンと通信ネットワーク、Wi-Fiを整備し、教員と子どもが双方向にコミュニケーションを取り、それぞれの子どもに最適化された学びを提供する環境づくりを行いました。

生涯学習の充実については、学校支援ボランティアを広く募集し、登下校の見守りやスクールバスの乗降支援、稲作体験、学校図書室の整備や学校敷地の環境整備等のボランティア活動を実施しました。また、家庭学習の習慣化と基礎学力の向上を目的に、中央公民館を準会場とした漢字検定や小学生を対象としたむつざわアフタースクールを実施いたしました。

新型コロナウイルスの影響により、家庭教育学級は中止しましたが、むつざわ家庭教育支援チーム員会議で地域における今日的課題を探り、「親と子の関わり方」をテーマに講師を招き家庭教育講座を実施いたしました。

文化財振興においては、創作美術展、県民芸術劇場等のイベント事業を実施し、文化・芸術・音楽を鑑賞する機会を提供いたしました。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、文化財保護事業「観月のタベコンサート」をインターネット公開することにより、地域の文化の保存・継承に努め、郷土の文化財の普及、啓発を図りました。

誰もが健康で幸せに暮らし続けることの出来る「健幸」まちづくりの推進では、先進予防型まちづくりプロジェクトとして、町民の健康づくりを習慣化し主観的健康感の向上を図ることを目的に、コロナ禍でも健康づくりに取り組めるオンラインレッスンや、先進予防型まちづくりの実現に向けたアンケート調査を実施し、今後の効果的な施策の検討や町全体の健康の底上げを図りました。

また、町内で開催される健康教室やイベント、ウォーキングや健康診断を受診することで参加者にポイントを付与する仕組みを構築し、モチベーションを維持しながら健康も維持していくことが可能な健康支援のためのアプリケーションの開発を進めました。

また、健康づくり推進事業として、コロナ禍における外出自粛から町民の運動不足解消のため、希望者にラジオ体操の音源を配布して、自宅等で気軽に体操をしてもらい、ポイントのため、実施回数に応じつどいの湯入浴券と交換することで、運動習慣の定着及び健康保持・増進を図りました。

運動教室では、生活習慣病の予防に筋力の低下予防の視点を加え、活動量計を用いた運動教室を実施するとともに、健康講演会の開催により町民の健康意識の醸成を図りました。

このほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体実施事業として、保健師や栄養士などの専門職が各地区の健康若返り教室に出向き、フレイル予防の啓発に努めるとともに、個別の健康課題に対してハイリスクアプローチを行いました。

安全・安心な暮らしを守る持続可能なまちづくりの推進では、大規模化する地震や豪雨などの自然災害に備えるため、ハード整備及びソフト対策の総合的な広域連携の方針と具体的な施策メニューを取りまとめ、睦沢町、一宮町、長生村、長柄町、長南町の共通課題と、地域特性を反映した国土強靱化地域合同計画共通編と睦沢編を策定いたしました。

また、災害時における避難対応時に、新型コロナウイルス感染症の拡大が危惧される中で、各地区の自主防災組織や災害対策コーディネーター連絡会、日本赤十字ボランティア等の防

災関係団体による感染症拡大防止対策を講じた避難所運営訓練を実施しました。

以上四つの政策分野のほか、「町を支える施策を総合的に展開する」の安全・安心で暮らしやすいまちをつくるでは、地籍調査について、佐貫地区で地籍簿と地籍図を作成し閲覧に供し、森、長楽寺地区では土地所有者の立会いの下、境界を確認する現地調査を実施いたしました。

また、社会資本整備総合交付金を活用して、地域住民等の利便性の向上や安全性を確保するための道路改良工事等を実施しました。

地域で支え合う健康福祉のまちをつくるでは、特別定額給付金給付事業において、町民1人当たり10万円を給付し、コロナ禍における家計を下支えするとともに、支援事業として日々感染対策を講じながら業務に精励する社会福祉施設従事者及び医療機関等従事者に対し、1人当たり2万円の慰労金を給付いたしました。また、福祉交流センターのロビーを除く全ての部屋で、空調換気設備を設置し感染症対策を図りました。

新型コロナウイルスワクチン接種事業としては、ワクチン接種に向け、システムの改修など円滑な接種体制の構築に努めました。

また、交通手段の施策として、福祉タクシー利用券を配布し、民間のタクシー及び介護タクシーを利用する際、1回の助成上限額を10月からは1,500円から2,000円増額し、高齢者の福祉向上を図りました。

水と緑の自然輝く快適な環境をつくるでは、令和2年度が5か年計画の最終年度である、むつみニュータウン污水管改良工事を実施し、地域住民の快適な生活環境の改善に寄与しました。

効率・効果的な行政運営の実施は、働き方改革のうち、人材育成に重点を置き、各種研修等を実施して、職員のさらなる能力向上を図りました。その他、ストレスチェックにより、職員の心の健康状態について把握し、結果についても分析した上で、衛生委員会を開催し、今後の職場環境の改善策などについて検討を図りました。また、特定事業主行動計画に基づき、昇任試験を引き続き実施し、職員の行政運営に関する知識などの習得を図りました。今後も人事評価の実施と併せ、効率的な人事管理と職員の意識改革を進めて参ります。

このほか、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第2期総合戦略を策定するため、個別施策の検討、KPI達成度の評価と見直し、計画案全体に対するパブリックコメントを実施し、第2期総合戦略の策定を行いました。

以上が一般会計決算の概要であります。

なお、予算編成につきましては、コロナ禍の中の厳しい財政状況でございますが、監査委員並びに議員各位から指摘要望事項が十分に反映された予算となるよう、令和3年度から枠配分予算を引き続き実施し、健全財政を堅持しながら、住民の理解が得られるよう努めて参りたいと思います。

続きまして、国民健康保険特別会計決算についてご説明いたします。

国民健康保険事業につきましては、千葉県とともに国民健康保険の財政運営を担う広域化となって3年度目の決算となりました。

令和2年度は、コロナ禍における事業運営となり、歳入については、保険税の減免などの対応をし、歳出については、医療費の適正化対策として実施している特定健康診査や保健事業等において、やむを得ず事業の縮小を行ったところでございます。

また、令和2年度における国民健康保険の加入状況は、年度末で1,156世帯、被保険者数1,890人、対前年度比では、世帯数は5世帯減少し、被保険者数は16人の減少となりました。近年は加入世帯、被保険者数ともに減少傾向が続いておりますが、令和2年度は社保離脱による国保加入者が例年より多く、減少幅は前年度より小さく、新型コロナウイルスの影響も一つの要因と推測されるところでございます。

決算規模は、歳入総額10億1,051万9,670円、歳出総額9億9,681万1,113円で、形式収支は1,370万8,557円となり、実質収支についても増額であります。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額10億6,277万4,867円に対し、収入済額は10億1,051万9,670円、収入割合は95.08%であります。

主な内容ですが、1款国民健康保険税は、調定額2億1,764万968円に対し、収入済額は1億6,538万5,771円、収納割合は75.99%であります。収納額は前年度と比べ774万5,686円の減となりました。

現年課税分の収納率は93.56%と、前年度比0.30ポイント減少いたしました。また、不納欠損額として305万6,509円を処分し、保険税での収入未済額は4,919万8,688円となりました。なお、新型コロナウイルス感染症の特例措置として、保険税の減免については7件の申請があり、減免いたしましたところであります。

4款県支出金は、保険給付費に要する費用について、千葉県から全額交付される普通交付金と保険者独自の取組に対する特別交付金を合わせ7億4,438万8,665円交付されました。特別調整交付金については、各種保健事業の取組等により前年度より増額となっております。

6款繰入金は、低所得者対策である基盤安定繰入金、職員給与等繰入金及び出産育児一時金と財政調整積立基金繰入金を合わせ7,696万5,191円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額10億4,164万8,000円に対し、9億9,681万1,113円の支出で、95.70%の執行率となりました。

1款総務費は、国民健康保険事業の管理運営に関する事務経費で、担当職員2名分の人件費のほか、電算事務委託料に係る経費等で1,870万2,378円を支出いたしました。

2款保険給付費は、被保険者に係る療養の給付費等で、医科・歯科・調剤などの保険給付費及び葬祭費、出産育児一時金を合わせ7億2,517万5,813円を支出いたしました。前年度と比べ174万854円、0.24%の増となりました。被保険者数及び入院・外来等の件数は減少しているものの、給付実績が増えている状況から見ますと、要因としては、これまでより高度な医療や投薬を必要とする疾患が増えていると推測するところであり、1人当たり給付費も高い傾向が続いています。疾病の医療費割合で、入院においては、脳梗塞など循環器疾患、胃がんなどの悪性新生物、外来においては、人工透析など腎不全や糖尿病などの内分泌疾患が高くなっております。このほか、コロナ禍において予算措置を行いました傷病手当金については申請がありませんでした。

3款国民健康保険事業納付金は2億2,440万888円で、県が市町村ごとの過去3年度分の被保険者数や所得水準、医療費水準を基に算定した額で、前年度より6.54%の増となりました。

5款保健事業費は、特定健康診査及び特定保健指導のほか、人間ドックの助成で、前年度と比べ184万5,531円、11.18%の減となりました。特定健康診査については、受診率は43.6%でした。近年、受診率が低下していることから、令和2年度は当初A Iによる受診勧奨を予定しておりましたが、コロナ禍における実施につき積極的な受診勧奨を控え、予定していたA Iの導入の見送りをしたところであります。

なお、短期人間ドックにつきましても受診者数が減となり、コロナ禍における受診控えの要因と推測されるところであります。

6款基金積立金は、財政調整積立基金へ1,318万7,041円の積立てを行いました。年度末基金保有額は8,834万226円であります。

8款諸支出金は、主に保険税還付金及び一般会計繰出金で67万8,282円であります。

今後も国民健康保険制度が安定的で持続可能なものとなるよう、医療費の適正化や健康づくりなどの保健事業の推進を図り、安定的な運営に努めて参ります。

以上が国民健康保険特別会計決算の概要であります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計についてご説明いたします。

本会計は、農業集落排水事業による施設の維持管理並びに合併浄化槽の設置や維持管理を行っており、生活環境の改善を図り、公衆衛生の向上や河川等の水質浄化に努めております。

このうち農業集落排水処理施設は、久保地区、北部地区を合わせ142戸が供用しております。

また、特定地域生活排水処理施設では、町が設置し管理しているもの320基と、個人が設置し町に管理移管された76基を合わせた396基を維持管理いたしました。

決算規模は、歳入総額7,204万7,215円、歳出総額7,105万2,890円で、形式収支は99万4,325円となり、実質収支についても同額であります。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額7,213万815円に対し、収入済額は7,204万7,215円、収入割合は99.88%となりました。

1款分担金及び負担金では、分担金として農業集落排水処理事業の新規受益者1件、及び特定地域生活排水処理事業の合併浄化槽10基分を合わせ396万9,147円であります。

2款使用料及び手数料では、使用料として農業集落排水汚水処理施設及び特定地域生活排水処理施設を合わせ2,024万6,630円であります。

3款国庫支出金は、合併処理浄化槽設置に係る補助金で1,088万7,000円であります。

6款繰入金は、施設の維持管理、公債費の償還及び職員給与等に係る一般会計からの繰入金で3,132万2,000円となりました。

7款繰越金は、前年度からの繰越金で89万3,139円であります。

9款町債は、合併処理浄化槽設置工事に係る借入れで450万円となりました。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額7,215万円に対し7,105万2,890円の支出で、執行率は98.48%となりました。

1款総務費は、職員1人分の人件費及び総合事務組合等の負担金であります。

2款農業集落排水事業費は2,036万8,495円で、久保地区及び北部地区集落排水施設の管理費と光熱水費や修繕費及び浄化槽の管理委託料となり、令和2年度は農業集落排水処理施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図るため、施設の機能診断及び最適整備構想業務を行いました。

3款特定地域生活排水処理事業費は、1款施設管理費で合併処理浄化槽396基分の法定検

査に係る手数料や汚泥の引抜き、処理料等であります。

2款事業費では、新設合併処理浄化槽10基分の工事に係るもので、合わせて2,369万4,771円となりました。

4款公債費は、2,223万9,121円で事業実施に伴う下水道事業債の償還における元金及び利子分であります。

以上が農業集落排水事業特別会計の決算であります。

続きまして、介護保険特別会計決算についてご説明いたします。

本会計は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、また、いつまでも元気に自立した生活を送れるよう支援するため、40歳以上の方が被保険者となり、保険料等を財源とした介護サービスに関わる給付を行っております。

令和2年度における介護保険の被保険者数は、年度末で第1号被保険者が2,800人、第2号被保険者が2,103人で、介護認定者数は要支援・要介護と合わせて421名で、前年度と比較するとやや減となりました。

また、介護予防と介護サービスを合わせた利用者数は、在宅が220人、地域密着型が35人、施設が118人の合計373人で、前年度と比較して微増となりました。認定者数に対する受給率は88.60%で、2.18ポイントの増となりました。

決算規模は、歳入総額8億2,174万4,019円に対し、歳出総額8億38万1,212円で、形式収支は2,136万2,807円となり、実質収支についても同様であります。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額8億2,646万969円に対し、収入済額は8億2,174万4,019円、収入割合は99.40%であります。

主な内容ですが、1款保険料は、調定額1億7,710万5,930円に対し、収入済額は1億7,238万8,980円で、収納割合は97.34%であります。収納額は前年度と比べ222万4,070円の減となりました。要因といたしましては、低所得者への保険料軽減によるものであります。

現年度分の収納率では99.64%と前年度比0.05ポイント増加いたしました。また、不納欠損額として57万350円を処分し、保険料での収入未済額は414万6,600円となりました。

2款分担金及び負担金は、各予防事業等の参加者負担金60万6,100円で、4款国庫支出金、5款支払基金交付金及び6款県支出金は、介護給付費及び地域支援事業に係るもので、合わせて5億344万1,290円交付されました。

9款1項一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業並びに職員給与費等に係る一般会

計からの繰入金で1億3,160万円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額8億3,568万円に対し8億38万1,212円の支出で、95.78%の執行率となりました。

1款総務費は、介護保険事業担当職員の人件費、保険料の徴収及び介護認定調査に係る経費と、令和3年度から令和5年度を計画期間とする、睦沢町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定費等で、2,144万6,327円を支出いたしました。

2款保険給付費は、各介護サービスに係る保険給付費で7億3,028万1,628円を支出いたしました。前年度と比べ2,643万4,119円、3.76%の増となりました。認定者数は減少しているものの給付実績が増えている要因は、施設介護サービスや地域密着型サービス等の利用者が増加していることや、利用者の高齢化により介護度が高くなることに伴い、サービス費も増加することなどが推測されます。

3款地域支援事業は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、地域の若返り教室では理学療法士など有資格者を講師とし、フレイル予防の充実を図りました。また、生活機能の低下により要支援・要介護になるおそれのある高齢者、及び日常生活が活動的な状況にある高齢者を対象とした予防事業、並びに総合相談業務、訪問などが一体的に提供される包括的支援事業等で3,499万9,408円を支出いたしましたところであります。

4款基金積立金は、介護給付費準備基金へ512万3,528円の積立てを行いました。

5款諸支出金は、保険給付費及び地域支援事業に係る過年度分の精算に伴う国庫支出金等への返還金及び一般会計繰出金で853万321円であります。

今後も、介護予防事業の推進及び利用者のニーズに応じた適正なサービスの安定的な提供により、介護保険制度が円滑に運営されるよう努めて参ります。

以上が介護保険特別会計決算の概要であります。

続きまして、かずさ有機センター特別会計決算についてご説明いたします。

かずさ有機センターは、睦沢町と一宮町が事業主体となり、両町の家畜ふん尿や地域のもみ殻を活用し、たい肥化することで、地域の産業廃棄物を有機物に変えるリサイクル施設になります。

本会計は、かずさ有機センターが販売するたい肥の収入や施設使用料、そして運営に係る人件費や施設等の維持管理に要する経費等であります。

決算規模は、歳入総額2,835万8,055円、歳出総額2,542万1,899円で、形式収支は293万6,156円となり、実質収支についても同額であります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

収入状況ですが、調定額2,835万8,055円に対し、収入済額も同額の2,835万8,055円となり、収入割合は100%となりました。

1 款事業収入は、たい肥の売上げ943万6,570円であります。

2 款分担金及び負担金は、両町の協定に基づく一宮町からの負担金405万5,000円でありませす。

3 款使用料及び手数料は、一宮町酪農家 3 軒、睦沢町酪農家 3 軒、合計で157頭のふん尿処理に伴う施設使用料で279万4,600円であります。

5 款繰入金は、睦沢町一般会計からの繰入金452万円と、ホイローラー購入のための基金繰入金として495万円を合わせて947万円であります。

6 款繰越金は、前年度からの繰越金260万1,885円になりました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費は、かずさ有機センターの会計年度職員人件費や、それに伴う社会保険料及びかずさ有機センターの施設等整備基金への積立金で、976万9,550円を支出しました。

2 款事業費は、かずさ有機センターの運営に要する経費で、予算現額1,718万6,000円に対し1,565万2,349円の支出で、91.08%の執行率となりました。

なお、不用額153万3,651円については、光熱水費や当初予定していた施設内の修繕料、車検整備費が抑えられたことが主な原因となります。

以上、かずさ有機センター特別会計の概要であります。

最後になりますが、後期高齢者医療特別会計決算についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する独立した医療制度で、千葉県後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行っております。

広域連合は、被保険者の資格管理や被保険者証の交付、保険料の決定、医療の給付を行い、市町村は各種届出の受付や被保険者証の引渡し等の窓口業務、保険料の徴収や、保健事業として人間ドックの助成などを行っております。

令和2年度は1年置きに行われる保険料の見直しの年であり、均等割額が2,400円増額の4万3,400円、所得割額が0.5ポイント増の8.39%に改正されました。また、保険料の軽減については、均等割、5割軽減及び2割軽減の対象世帯の軽減判定所得基準額が拡大され、所得の低い方の均等割の軽減割合が段階的に縮小されました。

令和2年度における後期高齢者医療の被保険者数は前年度並みで、年度末1,424人となり

ました。

決算規模は、歳入総額 1 億1,141万7,281円、歳出総額 1 億1,054万9,876円で、形式収支は 86万7,405円となり、実質収支も同額となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額 1 億1,165万2,681円に対し、収入済額は 1 億1,141万7,281円、収入割合は99.79%であります。

主な歳入で、1 款後期高齢者医療保険料は、調定額7,752万5,500円に対し、収入済額は 7,729万100円で、収納割合は99.70%であります。前年度と比べ719万8,400円の増となりました。増額の要因は、保険料率等の改定によるものであります。

現年課税分の収納率では99.75%と、前年度比0.08ポイント減少いたしました。また、保険料の収入未済額は23万5,400円となりました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免申請はありませんでした。

3 款繰入金は、人件費及び事務費に係る一般会計からの繰入金と、保険基盤安定繰入金を合わせて3,250万5,946円であります。

5 款諸収入は、後期高齢者医療広域連合からの人間ドック補助等に係る長寿健康増進事業補助金が主なものであります。133万1,817円でありました。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額 1 億1,264万8,000円に対し 1 億1,054万9,876円の支出で、98.14%の執行率となりました。

1 款総務費は、担当職員の人件費及び保険料等の徴収に係る経費であります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定制度負担金で、前年度と比べ867万1,643円、9.44%の増となりました。増額の要因は、保険料率等の改定によるものであります。

3 款保健事業費は、人間ドックの補助金32件分で、前年度と比べ127万107円の減、件数では14件の減となり、コロナ禍における受診控えの要因と推測されます。

4 款諸支出金は、資格喪失による保険料還付金及び令和元年度事務費繰入金等の精算による一般会計への繰出金であります。

令和 2 年度は、前年度に比べ本町の後期高齢者の 1 人当たり総医療費は減額となっておりますが、引き続き国民健康保険及び介護保険の各種事業と一体的に高齢者の健康保持・増進に取り組んで参りたいと思っております。

以上が後期高齢者医療特別会計の概要であります。

令和2年度一般会計並びに5特別会計決算の概要についてご説明申し上げました。

なお、詳細につきまして、機会をいただきましたならば担当課長等からご説明させていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（・関澄男君） どうも大変ご苦労さまでした。

次に、決算の内容について、会計管理者の説明を求めます。

秦会計管理者。

○会計管理者（秦 悦子君） それでは、お手元の令和2年度睦沢町会計別決算総括表をご覧ください。

表紙を開けていただきまして、1ページ目が一般会計ほか5特別会計の総括表となります。この総括表の読み上げをもちまして説明に代えさせていただきます。

まず、上段の1、歳入でございます。

表の左から、会計別、当初予算額、補正予算額、繰越財源充当額、予算現額、調定額、収入済額、予算現額に対する割合、調定額に対する割合、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げさせていただきます。

最初に一般会計、36億100万円、11億3,734万8,000円、2億889万8,000円、49億4,724万6,000円、49億7,365万4,953円、47億2,898万7,128円、95.59%、95.08%、364万6,867円、2億4,102万958円。

次に、国民健康保険特別会計、10億4,140万8,000円、24万円、ゼロ、10億4,164万8,000円、10億6,277万4,867円、10億1,051万9,670円、97.01%、95.08%、305万6,509円、4,919万8,688円。

次に、農業集落排水事業特別会計、7,972万2,000円、減の757万2,000円、ゼロ、7,215万円、7,213万815円、7,204万7,215円、99.86%、99.88%、ゼロ、8万3,600円。

次に、介護保険特別会計、8億2,699万3,000円、868万7,000円、ゼロ、8億3,568万円、8億2,646万969円、8億2,174万4,019円、98.33%、99.43%、57万350円、414万6,600円。

次に、かずさ有機センター特別会計、1,938万6,000円、805万1,000円、ゼロ、2,743万7,000円、2,835万8,055円、2,835万8,055円、103.36%、100.00%、ゼロ、ゼロ。

次に、後期高齢者医療特別会計、1億1,139万2,000円、125万6,000円、ゼロ、1億1,264万8,000円、1億1,165万2,681円、1億1,141万7,281円、98.91%、99.79%、ゼロ、23万

5,400円。

合計56億7,990万1,000円、11億4,801万円、2億889万8,000円、70億3,680万9,000円、70億7,503万2,340円、67億7,307万3,368円、96.25%、95.73%、727万3,726円、2億9,468万5,246円。

続きまして、下の段2、歳出でございます。

先程の1、歳入と同様に、左から、会計別、当初予算額、補正予算額、繰越事業費繰越額、予算現額、支出済額、執行割合、翌年度繰越額、不用額、歳入歳出残高の順に読み上げさせていただきます。

最初に一般会計、36億100万円、11億3,734万8,000円、2億889万8,000円、49億4,724万6,000円、45億6,628万3,509円、92.30%、2億9,504万5,000円、8,591万7,491円、1億6,270万3,619円。

次に、国民健康保険特別会計、10億4,140万8,000円、24万円、ゼロ、10億4,164万8,000円、9億9,681万1,113円、95.70%、ゼロ、4,483万6,887円、1,370万8,557円。

次に、農業集落排水事業特別会計、7,972万2,000円、減の757万2,000円、ゼロ、7,215万円、7,105万2,890円、98.48%、ゼロ、109万7,110円、99万4,325円。

次に、介護保険特別会計、8億2,699万3,000円、868万7,000円、ゼロ、8億3,568万円、8億38万1,212円、95.78%、ゼロ、3,529万8,788円、2,136万2,807円。

次に、かずさ有機センター特別会計、1,938万6,000円、805万1,000円、ゼロ、2,743万7,000円、2,542万1,899円、92.66%、ゼロ、201万5,101円、293万6,156円。

次に、後期高齢者医療特別会計、1億1,139万2,000円、125万6,000円、ゼロ、1億1,264万8,000円、1億1,054万9,876円、98.14%、ゼロ、209万8,124円、86万7,405円。

合計56億7,990万1,000円、11億4,801万円、2億889万8,000円、70億3,680万9,000円、65億7,050万499円、93.37%、2億9,504万5,000円、1億7,126万3,501円、2億257万2,869円。

以上で、各会計の決算内容の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（・関澄男君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員より決算審査の報告をお願いします。

岡田代表監査委員。

○代表監査委員（岡田周美君） 監査委員の岡田でございます。よろしくお願ひいたします。

令和2年度睦沢町各会計決算審査意見書につきまして、監査委員を代表して私からその概

要についてご説明いたします。

お手元の資料、令和2年度睦沢町各会計決算の審査意見書についてをご覧ください。

初めに、2ページをお開きください。

まず、審査の概要でございます。

審査の対象は、ここに記載の一般会計以下6会計につきまして審査いたしました。

次に、審査の時期は、去る8月4日、5日、6日の3日間にわたって実施いたしました。

なお、本意見書は8月20日付で田中町長に提出しております。

審査の場所は、3に記載のとおりでございます。

次に、審査の方法ですが、町長から審査に付された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、次に記載の①から⑦に掲げる事項に主眼を置くとともに、睦沢町監査基準に準拠して審査を実施しました。

次に、3ページをご覧ください。

審査の結果でございます。

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書などについては、執行部からの詳細な説明を受け、質疑応答を重ねて審査をいたしました。この結果、書類などは法令に準拠して作成されており、計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各基金及び財産などについては、出捐金証書、出資証券、預金通帳などの関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

さらに、予算の執行及び関連する事務処理は適正に行われているものと認められました。

次に、総括であります。決算規模等につきましては、ただいま町長あるいは会計管理者から説明がありましたので、重複しますことから説明は省略させていただきます。

なお、各会計の歳入歳出の対前年度との比較及びその増減の主な要因等を、それぞれ各会計の後段に記載しております。

ページが飛びますが、10ページをお開きください。

(3) 財政の構造について申し上げます。

1点目は、自主財源と依存財源の構成割合はここにお示しのとおりであり、自主財源と依存財源の構成割合は次表のとおりで、自主財源の比率は前年度と比較して5.86ポイント減となっています。その内容は、自主財源では、繰入金、繰越金などが減額の主な要因となって

います。一方、依存財源では、特別定額給付金給付金事業費補助金などの国庫支出金、地方交付税が増額の主な要因となっています。

2点目は、経常的収入と臨時的収入の構成比は、10ページ中段にお示しのとおりです。経常的収入は、構成比が前年度に比べて5.54ポイント増となっています。

その主な内容は、経常的収入では、地方交付税が増額しています。また、臨時的収入では、財政調整積立基金などからの繰入金や繰越金が減額となっています。

次に、財政分析について申し上げます。

健全な財政運営は、収支の均衡を保ちながら、経済変動や町民の要望に対応出来る弾力性を有していることです。この財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の推移は、このページ下段にお示しのとおりであります。

11ページをご覧ください。

1点目のア、財政力指数は、1に近いほど地方交付税算定上の留保財源が大きいとされています。本年度は前年度と比較して0.01ポイント減の0.41となっています。この指数はここ数年横ばいの傾向にあり、引き続き改善が必要です。

2点目のイ、経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、この比率が低い団体ほど弾力性があると言われ、町村にあつては70%程度が望ましいとされています。本年度は86.0%で、前年度と比較して6.1ポイント下回り、さらに財政状況は硬直した状態にあります。今後、税収の減少や社会保障費の増加が見込まれることから、慎重な財政運営が必要です。

3点目のウ、人件費比率は、経常収支比率のうち人件費の占める割合であり、本年度は30.9%で、前年度と比較して1.3ポイント下回っています。なお、人件費の総額は前年度比3,295万5,000円、4.42%の増額となります。

最後に、所見及び要望について申し上げます。

12ページをご覧ください。

特に指摘すべき事項はございませんが、総括的意見として3点申し上げます。

1、新型コロナウイルス感染拡大は、医療、経済にとどまらず町民の生活様式まで大きな影響を与えている。度重なる感染症拡大の波に対してその最前線に立ち、感染症対応やまん延防止のための取組を引き続き確実に対応されたい。

2、人口減少が進み税収の落ち込みが続く中、既存公共施設の維持・更新などは、今後、財政を圧迫する大きな要因となり、町民への負担増につながることを懸念され、さらに、財

政調整基金残高も年々減少、2年度は微増していますが、年々減少していることなどの財政状況を鑑み、以下について検討されたい。

(1) 公共施設の適切な維持管理や計画的な改修などを併せ、利用率や維持費用など多角的な視点に立ち、施設自体の在り方や機能の見直しを含めた検討。

(2) 経営の視点から公共施設を戦略的に活用し、最少のコストで最大の効果を得るための効率的な管理の検討。

(3) 町有財産、普通財産を収益財産として捉え、売払い、貸付けも含め、最大活用するための検討。

3、第1期総合戦略について、一部K P Iを達成出来ていない項目も見られたが、第2期総合戦略については、毎年及び最終年度、2025年度のK P I達成に向けた確実な推進に努められたい。

なお、13ページから17ページに別表をおつけしていますが、後ほどご覧ください。

以上で、決算審査の報告を終わります。

○議長（・関澄男君） ご苦労さまでした。

提案理由説明及び決算内容の説明並びに決算審査報告が終わりました。

ここで、ただいま議題といたしました認定第1号の取扱いについてお諮りいたします。

この認定第1号は、議会運営委員会で決定のとおり、最初に総括質疑を行い、細部の審査については、決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託し、閉会中の継続審査としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（・関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、お諮りいたします。

認定第1号に関する審議は、本日はこれにとどめ、総括質疑等は後日の日程にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（・関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、この認定第1号に関する総括質疑等は、後日の日程とすることに決定いたしました。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（・関澄男君） 日程第9、報告第1号 令和2年度陸沢町健全化判断比率についての報告を行います。

職員に報告書の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（・関澄男君） ご苦労さまでした。

報告第1号 令和2年度陸沢町健全化判断比率についての報告を求めます。

平山企画財政課長。

○企画財政課長（平山義晴君） 報告第1号 令和2年度陸沢町健全化判断比率について報告させていただきます。

財政健全化法では、決算を基に地方公共団体の財政の健全化に関し、健全化判断比率を議会に報告し公表することとなっておりますので、本定例会の日程の中でご報告させていただきます。

健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率については共に該当いたしませんでした。

実質公債費比率につきましては5.5%で、前年度より0.5ポイント増加しております。その主な要因は、公債費に準ずる債務負担行為に係るものとして、スマートウェルネスタウン拠点形成事業に係るPFI事業の割賦部分の対価の増によるものであります。

将来負担比率につきましては43.4%で、前年度より7.2ポイント減少しております。その主な要因は、地方債残高の減や債務負担行為に基づく支出予定額の減、及び算定分母に当たる標準財政規模の増によるものであります。

健全化判断比率の算定結果につきましては、決算関係参考資料に添付してございますので、ご参照ください。

以上のとおり、各指標とも基準値の範囲内であり、今後も健全な財政運営を維持出来るよう努めて参りたいと思っておりますが、本町の政策における事業の展開や、公共施設の大規模改修、町及び一部事務組合の起債借入れ等の動向を考慮しながら、今後とも一層の健全財政に向け

て取り組んで参りたいと考えております。

○議長（・関澄男君） ご苦労さまでした。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（・関澄男君） 日程第10、報告第2号 令和2年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についての報告を行います。

職員に報告書の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（・関澄男君） ご苦労さまでした。

報告第2号 令和2年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についての報告を求めます。

大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 報告第2号 令和2年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について報告させていただきます。

財政健全化法では、公営企業に係る決算を基に資金不足比率を議会に報告し公表することとなっておりますので、本定例会の日程の中でご報告させていただきます。

本町の公営企業は、農業集落排水事業特別会計がこれに当たりますが、算定の結果、資金不足は生じていないという結果になりました。

将来にわたり安定したサービスを提供していくために、今後も健全な事業経営に努めて参りたいと考えております。

○議長（・関澄男君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員より財政健全化審査及び経営健全化審査の報告をお願いします。

岡田代表監査委員。

○代表監査委員（岡田周美君） それでは、お手元の資料、令和2年度財政健全化審査意見書をお開きください。

審査意見書につきましてご報告します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度財政健全化審査を去る8月4日に実施しました。

初めに、審査の概要について申し上げます。

この財政健全化審査は、町長から審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、また、健全化判断比率の算出過程において誤りがないかなどに主眼を置くとともに、睦沢町監査基準に準拠して審査を実施し、8月20日付で意見を付し提出しました。

次の2ページ、裏面をお開きください。

審査の結果であります。令和2年度の健全化判断比率、その算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。また、上記の表のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため表示はありません。加えて、将来負担比率については、地方債残高及び債務負担行為に基づく支出予定額の減により、前年度と比較して7.2ポイント減少しました。

次に、審査の意見といたしましては、健全化判断比率は上記記載のとおりであります。また、実質公債費比率は5.5%、将来負担比率は43.4%で、実質公債費比率は前年度より悪化していますが、地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額が減少し、将来負担比率は減少しました。

今後の事業執行と合わせた財政計画を立て、引き続き健全な財政に努められますようお願いいたします。

各比率の算出根拠は、3ページから5ページに記載のとおりでございます。

なお、近年、国の動向が著しく変動していることから、国の方針等に十分留意しながら、多様化する町民ニーズに応えていただきたいと思います。

次に、農業集落排水事業特別会計経営健全化審査につきましてご報告します。

令和2年度農業集落排水事業健全化審査意見書をお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、経営健全化審査を去る8月6日に実施し、意見を付し提出しました。

初めに、審査の概要は3に記載のとおりです。

次に、4の審査の結果であります。次のページ、裏面をお開きください。

町長から審査に付された資金不足比率、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

また、歳出額より歳入額が上回っているため、資金不足額は生じていません。

審査の意見であります。資金不足額が生じていないため、資金不足率も発生していません。しかしながら、一般会計からの繰入金歳入全体の約43.47%を示しており、必ずしも

経営状況は良好と言いき難い状況にあります。

今後とも引き続き健全な経営をお願いします。

最後に、是正改善を要する事項は特にありませんでした。

以上で、財政健全化審査意見書の報告を終わります。

以上でございます。

○議長（・関澄男君） ご苦労さまでした。

◎報告第3号の上程、報告

○議長（・関澄男君） 次に、日程第11、報告第3号 令和2年度睦沢町一般会計継続費精算報告書についての報告を行います。

職員に報告書の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（・関澄男君） ご苦労さまでした。

本件については、以上のおりご承知願いたいと思います。

◎散会の宣告

○議長（・関澄男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

長時間どうもご苦労さまでした。

（午後 2時52分）